経済産業省

資料５

取引適正化・価格転嫁促進に向けた取組

令和６年１月31日
中国経済産業局

取引適正化の取組の全体像

- **サプライチェーン全体が直面するコスト高騰**、あるいは**獲得した収益を、**下請中小企業も含め**適切に分担・共有**し、中小企業の**賃上げ原資確保**のためにも、政府全体で取引適正化に取り組んできたところ。

取引適正化の主な課題（重点5課題）

課題	具体的な取組
①価格交渉・価格転嫁の促進	●年2回（3月・9月）の「価格交渉促進月間」の推進 ●業界ごとの、取引適正化に向けた「自主行動計画」の作成、取引慣行の改善
②支払条件の改善	●約束手形の支払サイトの短縮（120日⇒60日以内） ●できる限りの現金払いの促進
③型取引の適正化	●型代金の支払い迅速化、型保管料の支払い、不要な型の廃棄 取り決め
④知財・ノウハウの保護	●知的財産取引に関するガイドライン、契約書ひな形の策定
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止	●短納期発注など、下請事業者へのしわ寄せ実態調査

中小企業の賃上げの現状

- **政府が目指す「成長と分配の好循環」において、賃上げは重要な政策の柱**。しかし、**1人当たりの実質賃金**の伸びは、過去30年近く**他の先進国に比して低水準で推移。**
- 2023年度は、**物価高騰や人手不足等を背景に**、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率が、**1994年度以来の伸びとなる3.23%を記録**（大企業含めた全体は3.58%）。
- 今後も**物価高、人手不足が見込まれる中、「物価高に負けない賃上げ」を継続的に実現**することが不可欠。 安定的に賃上げ原資が確保できるよう、生産性向上と共に、**価格転嫁・取引適正化の推進**が肝要。

＜１人当たり実質賃金の推移＞
（1991年＝100）

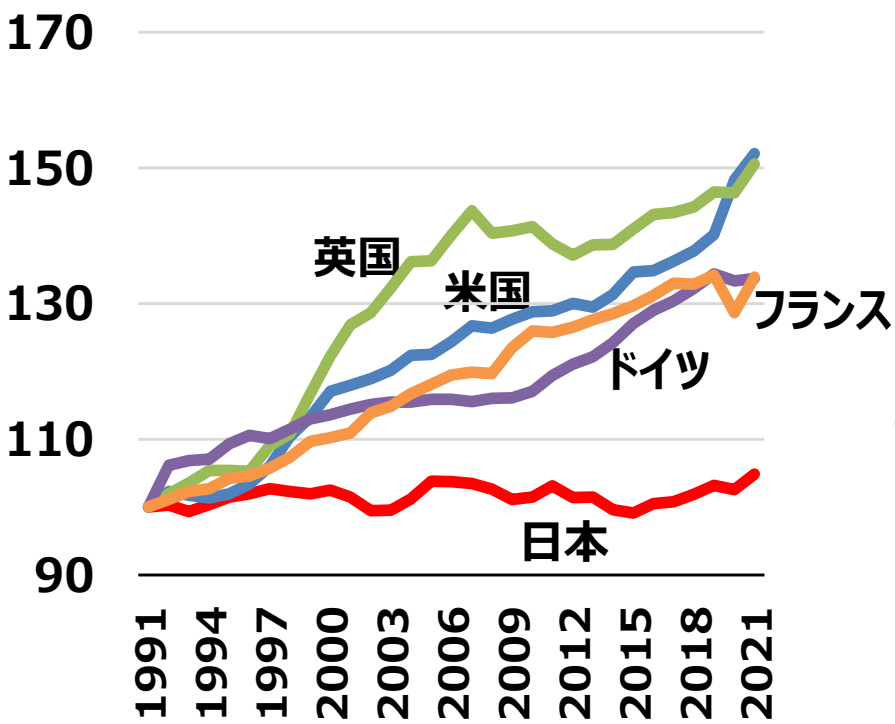

（出所）日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答結果」を基に経済産業省作成。

＜春闘賃上げ率の推移＞
（従業員300人未満）

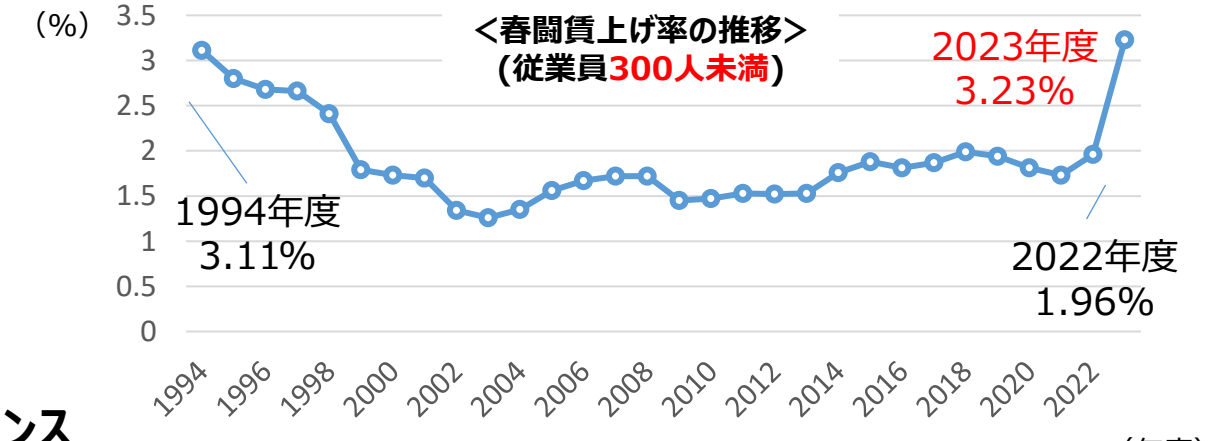

（出所）日本労働組合総連合会「2023春季生活闘争まとめ」を基に経済産業省作成。

＜消費者物価指数（コア指数）の推移＞
（前年同月比）

（資料）総務省「消費者物価指数」を基に経済産業省作成

下請取引の適正化、価格転嫁対策

１．法律の厳正な執行

①**下請代金法**　(下請代金の減額や、**買いたたき等を禁止する規制法**。公取委が主管、中企庁も執行を共管。)
②**下請振興法**　(望ましい下請取引の在り方「振興基準」を策定し、事業者に指導・助言。中企庁が主管。)
③**フリーランス法**（**特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律**）(フリーランスの取引環境、就業環境の整備。　2024年秋　施行。)

２．　取引実態把握

①**下請Gメン**が、取引実態をヒアリング（年間　約1万２千件）

３.自主的な取引適正化の促進

①　取引適正化のための**自主行動計画**（26業種・66団体）の**改訂・徹底**。
②　**パートナーシップ構築宣言**(37,000社超)

４．　価格交渉・価格転嫁の促進

①**価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。**毎年9月、3月に実施**し、その後フォローアップ調査を実施）

②**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**

価格交渉促進月間を活用した、価格交渉・転嫁の促進

- 経済界全体で、価格交渉、価格転嫁を促すため、**毎年９月と３月を「価格交渉促進月間」として設定し、経済界に周知・依頼（①）**。 2021年9月、2022年３月、同年9月、2023年3月、同年９月と、**計５回**実施。
- 「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、フォローアップ調査を実施（②）。その結果を踏まえ、
  - **「下請中小企業からみた交渉・転嫁の状況」**を整理した**「企業リスト」を公表。**（過去２回で**計270社）**　（③）
  - **評価が芳しくない親事業者**に対しては、**業所管大臣名で経営トップへ指導・助言**（過去５回で**約90社**）　（④）
- 親事業者は、調達担当者へ改善を指示（⑤）。
- これを粘り強く継続し、**交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。**

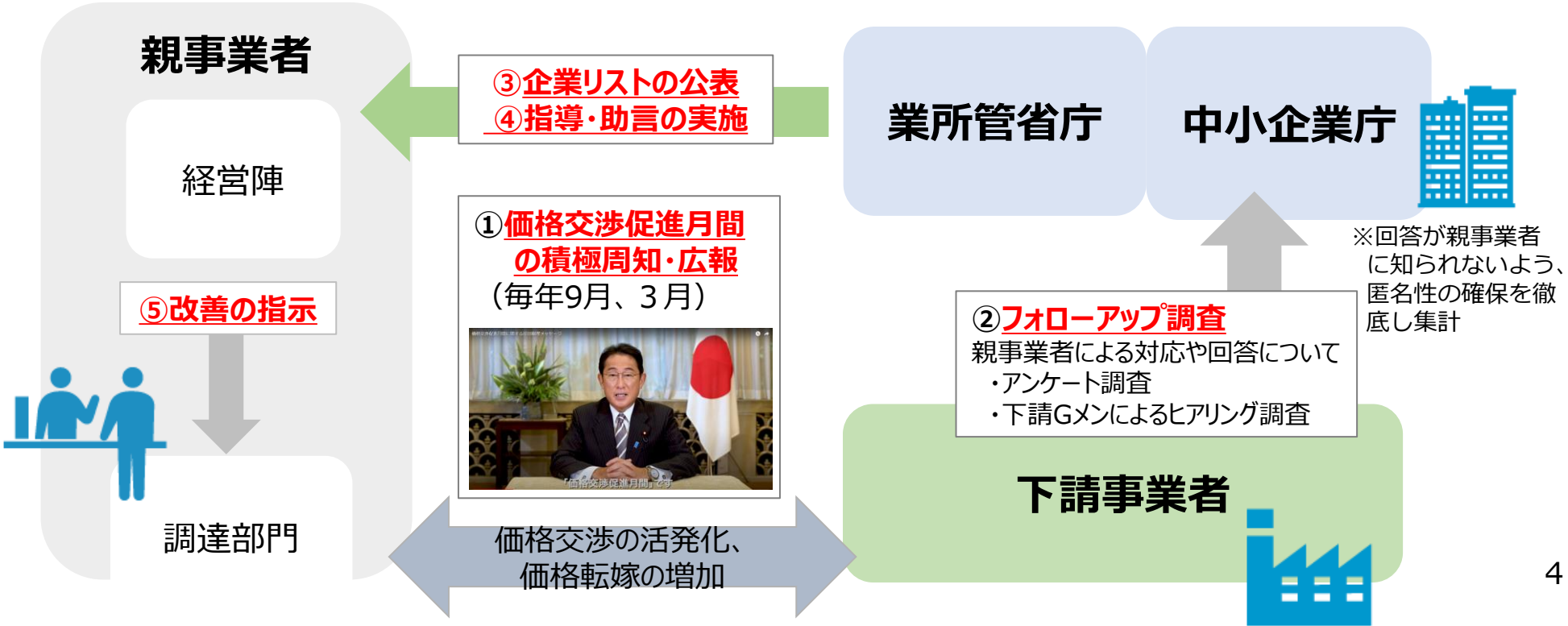

価格交渉促進月間　フォローアップ調査の概要

- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業に対して**「①アンケート調査、②下請Ｇメンによるヒアリング」**を実施し、結果を取りまとめ。

＜2023年９月「月間」におけるフォローアップ調査の設計＞

①　アンケート調査　（2023年10月10日～11月10日）

○**調査票配布先 中小企業数**　　30万社

○回答企業数（**11月〆の速報**）　**35,175社**　　回収率　**11.7%**

（**12月〆の確報**）　**36,102社**　　回収率　**12.0%**

（参考：2023年３月調査：**17,292社**）

②　下請Gメンによるヒアリング調査（2023年10月23日～12月15日）

○ヒアリング件数　　約2,000社

（参考）フォローアップ調査アンケートはがき（2023年9月「価格交渉促進月間」）

料金別納
郵便

郵 便 は が き

〒○○○-○○○○
○○県○○市○○○○○○

株式会社○○○
法務経理　ご担当者様

重要　**経済産業省　中小企業庁からのお願い**

2023 年9月「価格交渉促進月間」に関する調査

この調査は、下請中小企業振興法に基づき実施しています。

前回の 2023 年3月調査の結果、約 120 社の価格交渉・価格転嫁状況の社名公表と、約20 社への指導・助言が実施され、**中小企業から価格交渉しやすくなったとの声が届いています。**

【調査主体】
経済産業省　中小企業庁（取引課）

中小企業庁

【お問い合わせ先（事業委託先）】
（株）NTT データ経営研究所
「価格交渉促進月間（9月）に関するフォローアップ調査」事務局
TEL0120-620-667（受付時間：月～金　9 時 30 分～17 時 30 分　※祝日を除く）
〒102-0093　東京都千代田区平河町 2-7-9　JA 共済ビル 9 階

ご質問項目（例）
※回答は Web アンケートにてお願いします

＜価格交渉について＞
問　直近6ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の状況について、ご回答ください。

1. 価格交渉を実現できた
2. 価格交渉は実現しなかった

・
・

＜価格転嫁について＞
問　直近6ヶ月間における費用の上昇分のうち、何割を価格に転嫁できましたか。

	10割	9割	8割	7割	6割	5割	4割	3割	2割	1割	0割	マイナス	価格改定の必要性なし
①コスト全般													
⇒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②コスト全般のうち労務費													
⇒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③コスト全般のうち原材料費													
⇒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④コスト全般のうちエネルギーコスト													
⇒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【お問い合わせ先（事業委託先）】
株式会社 NTT データ経営研究所
TEL0120-620-667
（受付時間：月～金　9 時 30 分～17 時 30 分　※祝日を除く）

2023年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果（価格交渉の状況）

- **「発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合**は、3月時点から**概ね倍増**（下図の黄色①：7.7%→14.3%）。
- また、**「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は10ポイント程度、減少**（ピンク色：17.1%→7.8%）。
- **「コストが上昇せず、価格交渉は不要」**と回答した受注企業の割合（下図の緑色）が**16.4%。**3月時点より**約9ポイント増加**（7.7%→16.4%）。 **コスト上昇が一服、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格交渉を不要と考える企業が増加。**

  ⇒ **価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある。**
- **【残る課題】「コスト上昇したが、下請の方から『価格交渉は不要』と判断し、交渉しなかった」割合が17.3%存在。⇒ この中には、「交渉資料を準備できない」、「価格改定の時期が数年に1度」等の理由で、機動的な価格交渉が出来ていない者も残る。**

直近６ヶ月間における価格交渉の状況

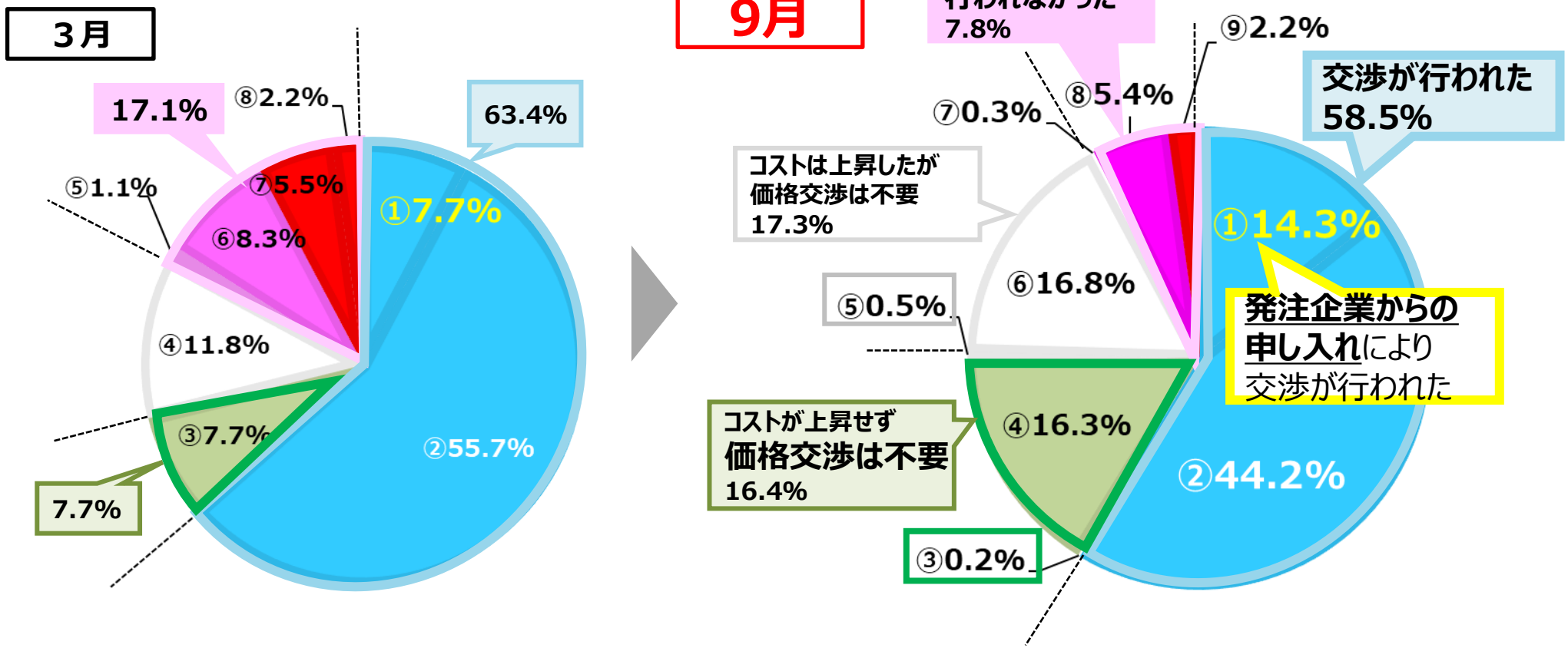

n=20,722　※①～⑨の凡例（中小企業への質問項目）は次ページ参照　n=44,059

2023年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果（価格転嫁の状況）

- **コスト全体の転嫁率は、３月時点より微減（47.6%→45.7%）。⇒ 交渉だけでなく、より高い比率での転嫁が課題。**
- **一方で、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」の割合（下図緑色⑤）が約２倍に増加（8.4%→16.2%）。**

  ⇒ コスト上昇が一服し、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格転嫁を不要と考える企業が増加傾向。
- **また、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は減少（下図ピンク：23.5%→20.7%）。**

  ⇒ **価格転嫁の裾野は広がりつつある。今後は、この裾野の拡大に加えて転嫁率の上昇を図っていくことが重要。**

直近６ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

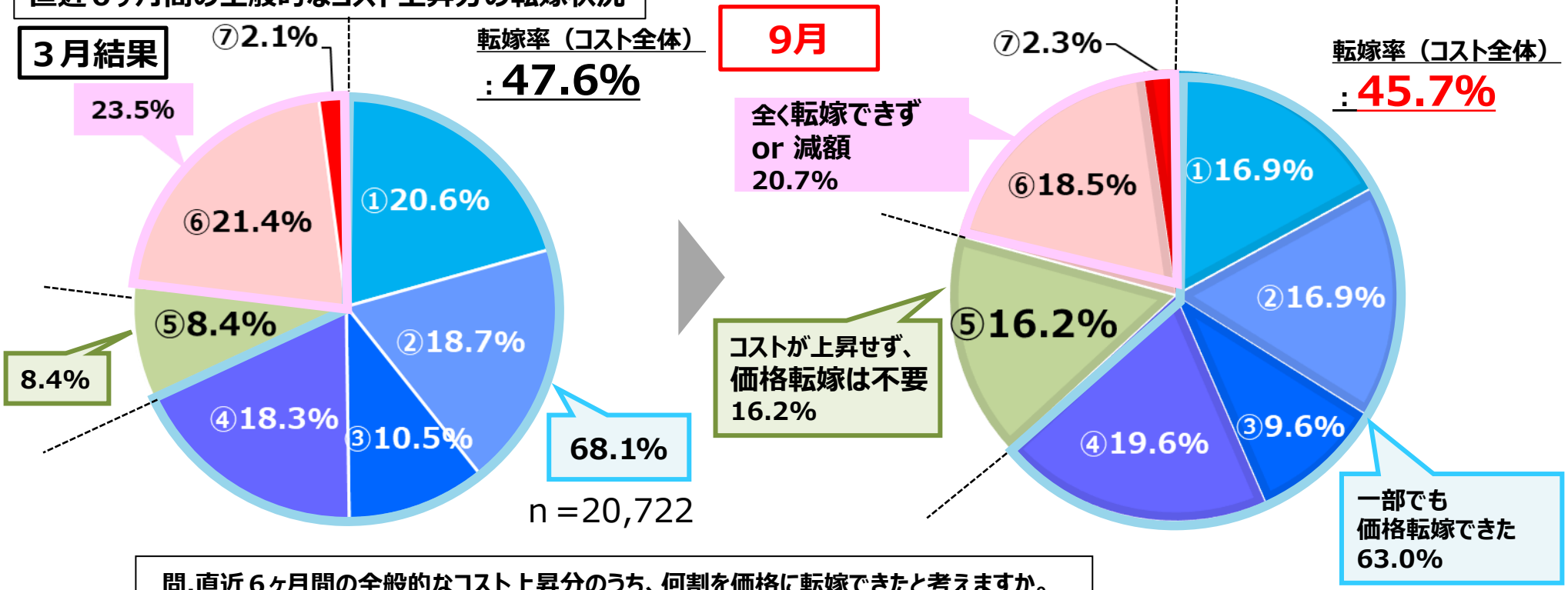

問.直近６ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤コストが上昇せず、価格転嫁不要
- ⑥0割
- ⑦マイナス

n=44,059

2023年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果（コスト要素別転嫁率）

- コスト要素毎に見ても、原材料費、エネルギー費、労務費のいずれについても、**「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」**（下記の緑色）**が、約10ポイント増加**。
- ３月時点と同様、**労務費、エネルギー費は、原材料費と比較して約10ポイント低い水準**。

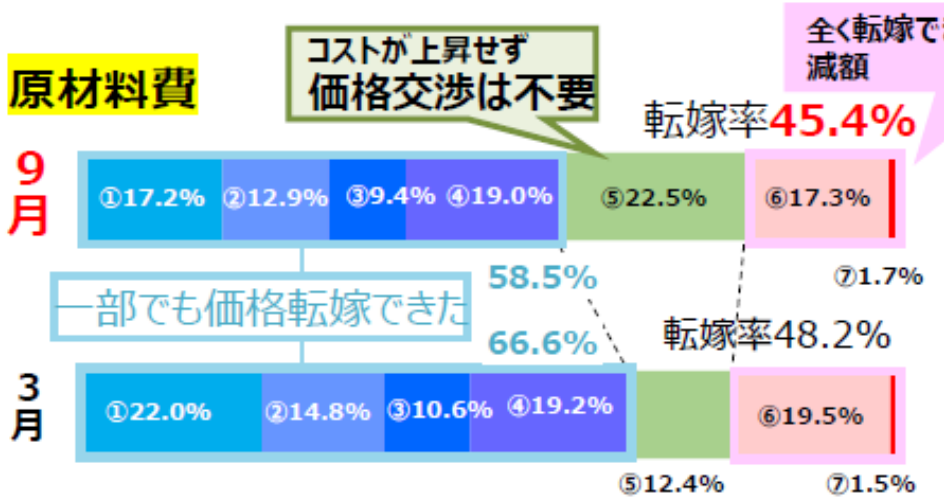

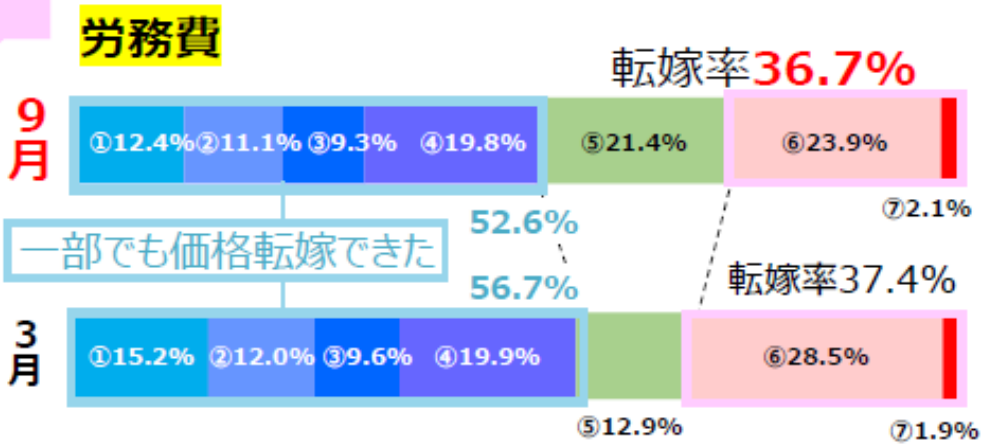

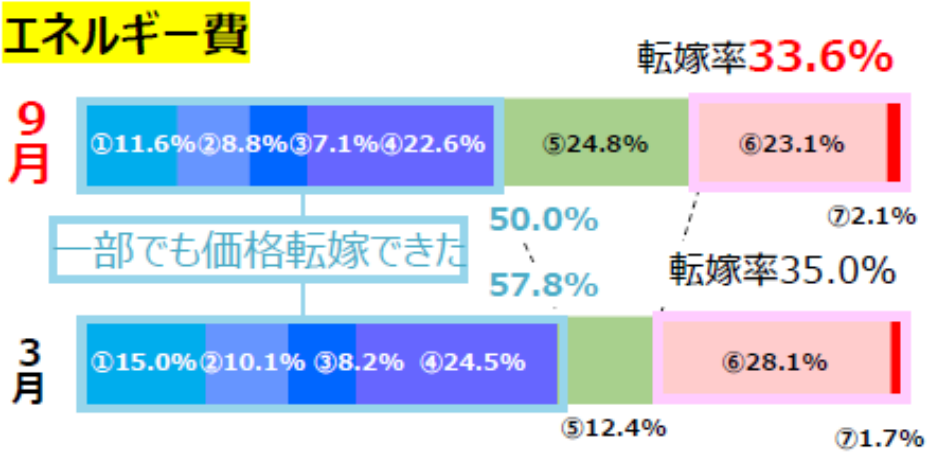

問．直近６ヶ月間の各コスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

- ①10割
- ②9割、8割、7割
- ③6割、5割、4割
- ④3割、2割、1割
- ⑤コストが上昇せず、価格転嫁不要
- ⑥0割
- ⑦マイナス

業種別の 【価格交渉、価格転嫁】の状況

- **価格交渉が比較的行われている**業種は、**価格転嫁（値上げ）を認める割合も高い傾向**（例：機械製造、化学）。
- 価格**交渉は行うが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い**業界もあり（例：造船、自動車）、反対に、**交渉は行われないが、転嫁率が高い**業界も存在(例：製薬、飲食サービス）。

価格交渉			価格転嫁			価格転嫁率
			全体			45.7%
業種別	１位	造船	業種別	1位	化学	59.7%
	２位	機械製造		2位	食品製造	53.6%
	３位	化学		3位	電機･情報通信機器	53.4%
	４位	食品製造		3位	機械製造	53.4%
	５位	電機・情報通信機器		5位	飲食サービス	52.3%
	６位	金属		6位	製薬	50.7%
	７位	繊維		6位	卸売	50.7%
	８位	自動車・自動車部品		8位	造船	50.1%
	９位	印刷		9位	金属	49.1%
	１０位	卸売		10位	小売	49.0%
	１１位	鉱業・採石・砂利採取		11位	紙･紙加工	48.7%
	１２位	紙・紙加工		12位	印刷	48.6%
	１３位	石油製品・石炭製品製造		13位	繊維	47.5%
	１４位	建設		14位	建材･住宅設備	45.4%
	１５位	電気・ガス・熱供給・水道		15位	建設	45.2%
	１６位	小売		16位	広告	44.6%
	１７位	建材・住宅設備		17位	自動車･自動車部品	44.3%
	１８位	広告		18位	金融･保険	42.4%
	１９位	飲食サービス		19位	石油製品･石炭製品製造	42.1%
	２０位	金融・保険		20位	鉱業･採石･砂利採取	41.9%
	２１位	情報サービス・ソフトウェア		21位	電気･ガス･熱供給･水道	41.1%
	２２位	トラック運送		22位	不動産業･物品賃貸	39.6%
	２３位	廃棄物処理		22位	情報サービス･ソフトウェア	39.6%
	２４位	放送コンテンツ		24位	廃棄物処理	34.9%
	２５位	通信		25位	通信	33.1%
	２６位	不動産業・物品賃貸		26位	放送コンテンツ	27.0%
	２７位	製薬		27位	トラック運送	24.1%
	-	その他		-	その他	41.9%

（参考）価格交渉と価格転嫁の関係

- 価格交渉が行われた企業のうち、「**交渉自体には応じた**ものの、**転嫁に全く応じなかった**」企業の割合が高い業種は、**トラック運送業、放送コンテンツ業、通信業など**。
- これらの業種には、**①コストに占める労務費の割合が高い、②多重下請構造や、多くの個人事業主が存在**、等の傾向あり。

順位	業種名	価格交渉は行われたが、全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率		コスト全体に占める労務費の割合
			コスト全体	労務費	
－	全体	11.4%	45.7%	36.7%	40.2%
1位	食品製造業	7.0%	53.7%	39.9%	27.8%
2位	飲食サービス	7.0%	52.1%	35.7%	29.9%
3位	印刷	7.6%	48.2%	33.1%	35.7%
4位	鉱業・採石・砂利採取	7.9%	40.6%	31.1%	34.3%
5位	卸売	7.9%	50.5%	35.6%	26.6%
6位	繊維	8.0%	47.0%	33.1%	38.5%
7位	建材・住宅設備	8.7%	45.3%	33.5%	34.0%
8位	電機・情報通信機器	8.7%	53.4%	39.9%	38.3%
9位	化学	8.7%	59.7%	47.1%	33.9%
10位	機械製造業	8.9%	53.3%	39.8%	38.3%
11位	金属	10.1%	48.8%	34.4%	35.6%
12位	小売	10.6%	48.7%	35.0%	27.8%
13位	広告	11.1%	45.9%	41.0%	53.9%
14位	建設	11.4%	45.1%	41.2%	43.6%
15位	造船	12.1%	50.2%	38.3%	36.0%
16位	紙・紙加工	12.1%	49.2%	34.2%	34.6%
16位	情報サービス・ソフトウェア	12.8%	39.6%	46.5%	79.4%
18位	自動車・自動車部品	13.0%	44.6%	28.8%	34.8%
18位	製薬	13.0%	50.7%	27.8%	33.4%
20位	廃棄物処理	13.1%	34.0%	27.8%	43.5%
21位	石油製品・石炭製品製造	14.0%	42.0%	29.9%	35.3%
22位	電気・ガス・熱供給・水道	15.0%	41.1%	37.2%	43.3%
23位	不動産業・物品賃貸	16.5%	39.7%	35.2%	46.6%
24位	金融・保険	16.7%	42.4%	39.1%	52.9%
25位	通信	23.9%	32.6%	31.0%	56.8%
26位	放送コンテンツ	25.6%	26.9%	32.0%	62.0%
27位	トラック運送	28.9%	24.2%	19.1%	41.2%

企業ごとの交渉・転嫁状況のリスト（一部）（2023年9月の価格交渉促進月間の結果）

- **１月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善**を促すため、**下請中小企業10社以上**から回答があった**発注側企業全て**（220社）について、**「交渉・転嫁の状況」**を整理した**企業リスト**を、経済産業大臣より**公表**。

	法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1	1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
2	1010001008668	ＪＦＥスチール(株)	11	イ	イ
3	1010001025515	ＮＸ商事(株)	15	ウ	イ
4	1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
5	1010001088181	(株)セブン－イレブン・ジャパン	10	イ	イ
6	1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
7	1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
8	1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
9	1010001132055	ＪＣＯＭ(株)	10	エ	ウ
10	1010401004837	ＮＯＫ(株)	11	ア	イ
11	1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
12	1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
13	1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
14	1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
15	1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ

⋮

（価格交渉/転嫁の評価）

下請中小企業からの価格交渉、価格転嫁についての**回答の平均値**（※10点満点）を**ア、イ、ウ、エの4区分で整理。**

ア：７点以上、

イ：７点未満、４点以上

ウ：４点未満、０点以上

エ：０点未満

企業ごとの交渉・転嫁状況のリスト（2022年９月の価格交渉促進月間の結果）

- **より一層の自発的な取引慣行の改善**を促し、下請中小企業の振興を図るため、**下請中小企業（※）10社以上**から回答があった**発注側企業全て**（約120社）について、**「企業名、下請中小企業からの交渉・転嫁の回答状況」を整理した企業リストを、下請振興法第２６条に基づき公表。**

企業リスト（2022年９月の価格交渉促進月間） https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202209list.pdf

法人番号	発注企業名	回答企業数	価格交渉	価格転嫁
1010001000006	五洋建設(株)	19	ウ	ウ
1010001008668	ＪＦＥスチール(株)	16	ア	イ
1010001067912	(株)ＮＴＴドコモ	10	イ	ウ
1010001088181	(株)セブン－イレブン・ジャパン	13	イ	イ
1010001092605	ヤマト運輸(株)	28	イ	ウ
1010001098619	日鉄物流(株)	10	イ	イ
1010001112577	日本郵便(株)	10	ウ	エ
1010401010455	(株)小松製作所	20	ア	イ
1010401013565	清水建設(株)	55	イ	ウ
1010701025541	(株)日本アクセス	17	イ	イ
1020001071491	富士通(株)	29	イ	イ
1120001036880	レンゴー(株)	21	ア	イ

⋮

※価格交渉/転嫁の評価

下請中小企業からの価格交渉、価格転嫁についての**回答の平均値**（※10点満点）を**ア、イ、ウ、エの4区分で整理。**

ア：７点以上　イ：７点未満、４点以上　ウ：４点未満、０点以上　エ：０点未満

（参考）企業リストにおいて、「エ」であった日本郵便の改善への取組み

日本郵政グループ

PRESS RELEASE

2023 年 6 月 16 日
日本郵便株式会社

集配関係委託契約に関するコミュニケーション促進月間の協議結果について

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長　衣川 和秀／以下「日本郵便」）は、2023 年 2 月 13 日および同年 4 月 14 日にお知らせした、郵便物や荷物の配達・集荷業務などの委託契約（以下「集配関係委託契約」）に関するコミュニケーション促進月間の協議結果をお知らせします。

1　コミュニケーション促進月間の協議結果

現在締結している全ての集配関係委託契約（約 5,500 件）について、協力会社の皆さまと真摯に協議を重ねてまいりましたが、2023 年 5 月末までに全契約について協議が完了いたしました。

協議完了まで時間がかかってしまい、協力会社の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたこと、お詫び申し上げます。

2　今後の対応について

協力会社の皆さまとの協議の進め方を含めて改善し、今後も集配関係委託契約に関して、下請取引の適正な運用を徹底するよう、次のとおり取り組みます。

- 協力会社の皆さまと、契約内容に関する協議を定期的に実施します。
  （2023 年度のコミュニケーション促進月間に基づく協議は、2024 年 2 月頃実施予定です。）
- 協力会社の皆さまから、定期的に集配関係委託契約の手続や業務内容、日頃のコミュニケーションなどを含めて幅広くご意見・ご要望をいただき改善などにつなげる仕組みを設け、より一層のパートナーシップの構築に努めてまいります。

日本経済新聞　　小 中 大　記事利用について　印刷

日本郵便、委託運賃5%値上げ　価格転嫁に対応

2023/6/16 17:48 | 日本経済新聞　電子版

運賃を適正化し委託先の労働環境改善を進める

日本郵便は16日、集荷や配送業務の委託先に支払う運賃を平均で約5%値上げすると発表した。燃料費などの物価や人件費の高騰で委託先のコストが上がっていることに対応する。日本郵便は経済産業省の調査で価格転嫁に後ろ向きな企業として公表されていた。運賃を適正化し、委託先の労働環境改善を進める。値上げは2023年4月分の委託費から遡って支払う。

災害対応、賃上げ・投資等のチャレンジを進める中小企業を応援する総理車座対話

- 1月15日、岸田総理・齋藤経産大臣・矢田総理補佐官と、災害対応、賃上げ・投資等のチャレンジを進める**中小企業等の経営者との車座**実施。
- 能登半島地震への支援や、災害をはじめとする緊急時に備える様々な取組が紹介。
- 賃上げ・投資については、**積極的な価格交渉・賃上げ税制の活用・生産性向上投資などの取組**が紹介。

参加企業一覧（順不同・敬称略）

①(株)浜野製作所 【墨田区　製造業】
　代表取締役CEO　浜野　慶一
②(株)協和【群馬県　製造業】
　代表取締役社長　八木橋　比佐樹
③FSX(株)【国立市　サービス業】
　代表取締役社長　藤波　克之
④(株)広瀬製作所 【大阪府　製造業】
　代表取締役社長　廣瀬　恭子
⑤(株)東あられ本舗【墨田区　小売業】
　代表取締役会長 小林　正典
⑥日立建機(株)
　代表執行役社長兼COO　先崎正文

官邸HP：https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202401/15kurumaza.html

春闘に向けた賃上げ・価格転嫁対策のスケジュール

１月12日（金）	齋藤経産大臣より、**価格交渉・転嫁についての「企業リスト（220社）」**と、**「大臣名で指導・助言を行う旨」の公表**
１月15日（月）	**岸田総理と、災害対応・賃上げ・投資等に積極的な中小企業との車座** （岸田総理、齋藤経産大臣、矢田補佐官、中小企業5社・大企業１社）
１月19日（金）	**「中小企業の活力向上WG」**（森屋副長官、藤井補、中企庁長官、関係局長） ⇨ 各業界における「自主行動計画」を、「労務費の指針の遵守」、「原材料・エネルギー価格の全額転嫁を目指す」方向で改正依頼　等 ⇨ 約束手形、型取引の適正化　等を徹底
１月下旬（P）	通常国会開幕、春闘キックオフ（経団連・経労委報告、労使トップ会談）
２月	**春闘 労使交渉本格化、** 「次回3月の月間」での交渉・転嫁を、業界団体（約1500）へ依頼
３月	① 春闘 集中回答（3月中旬）→ その後、中小企業の賃上交渉が本格化 ② 2024年３月「価格交渉促進月間」（6回目）の実施

今後の価格転嫁対策①

- **価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある**が、**価格転嫁率のさらなる向上**に向けて、関係省庁とも連携し、粘り強く価格転嫁対策を進めていく。

①「**企業リスト**（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）」の公表（2024年１月12日）

② 評価が芳しくない発注企業の経営者トップに、**事業所管大臣名での指導・助言**（ 〃 ）

③**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」**【内閣官房・公正取引委員会】（2024年11月29日）**の周知・活用促進**

- 業界団体や商工会・商工会議所など経済団体を通じた情報提供
- 下請かけこみ寺や全国のよろず支援拠点に設置した「価格転嫁サポート窓口」など、中小企業支援のための各種相談窓口を通じた普及促進
- 経済産業省HPでの様式の公表や具体的なデータの提示

④ **パートナーシップ構築宣言**の更なる拡大・実効性の向上

今後の価格転嫁対策②

1．9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果に基づく指導・助言

交渉・転嫁の状況の芳しくない約20社の経営トップに対し、業所管大臣名で指導・助言。

⇒ **速やかな指導・助言の実施と、その後の取組状況のフォローを、お願いしたい。**

2．労務費、原材料費、エネルギーコストの価格転嫁の更なる後押し

（１） 下請振興法に基づく**「振興基準」**を**改定**し、
①適切な取引対価の決定にあたって**「労務費の指針」に沿った行動を適切に取る**旨
②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、**適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**ものとする旨 を追記。

【骨太2023　抜粋】
（中堅・中小企業の活力向上）
（前略）原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。

（２）**「振興基準」改定**を踏まえ、各業界団体は、**労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、**原材料費やエネルギーコストの**適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取り組み**について、**各業種の実情に即した形を検討**し、**「自主行動計画」**に**反映**。
（**次回の本WGで取組状況をフォローアップ**）

（３） 2024年３月の価格交渉促進月間では、**労務費の価格転嫁**について、
個別に項目を立て、**重点的なフォローアップ調査を実施**。

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請あらば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

（参考）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口など相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**次頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：公表資料を活用して自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の１２の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォーム**を設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において**活用していく。

（参考）「労務費指針」における価格交渉の様式

・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

〇年〇月〇日

（発注者）　御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日　　年　月　日
有効期限　　年　月　日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額　　円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1　原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／単価上昇率（%）
材料・品番				
・・・				

小計　円

2　エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価上昇率（%）
電気代					
・・・					

小計　円

3　労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

改定前の労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

（例2）

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円／人・日	人・日	%	円

小計　円

4　その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計　円

交渉・転嫁に関する情報提供、相談窓口

- **経産省トップページ**の遷移先に**価格交渉フォーマット**や、**価格交渉の根拠資料**になる**データ**（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等）など、**価格交渉・転嫁に役立つ情報**を集約して掲載。
- 価格転嫁や下請取引に関する相談については、**全国**のよろず支援拠点の「**価格転嫁サポート窓口**」や「**下請かけこみ寺**」等で対応。

よろず支援拠点の概要

「よろず支援拠点」を設置（2014年～）

1．ワンストップ機能

「**どこに相談したらよいか分からない**」といった中小企業に対して、専門家が**課題を整理**したうえで、**的確な支援機関（地域の士業やITコーディネーター、弁理士等）等を紹介する**とともに、**国等の支援施策の活用促進**や**制度改善に関する要望を汲み取る**、**ワンストップ窓口機能**を提供。

2．コーディネート機能

個々の支援機関では対応できない課題について、**商工会・商工会議所、金融機関等の地域の支援機関等をつなぐハブ**として、総合的に課題解決。

3．高度な経営アドバイス

中小企業診断士やITコーディネーターをはじめとする様々な分野の専門家が、幅広い視野から、企業経営者が抱える課題の本質を見抜き、気付きを与え、**市場動向やメディア戦略など企業経営の中身まで一歩踏み込んだ支援**。

よろず支援拠点一覧

都道府県	よろず支援拠点実施機関	連絡先	都道府県	よろず支援拠点実施機関	連絡先
北海道	（公財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	滋賀県	（公財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1425
青森県	（公財）２１あおもり産業総合支援センター	017-721-3787	京都府	（公財）京都産業２１	075-315-1055
岩手県	（公財）いわて産業振興センター	019-631-3826	大阪府	（公財）大阪産業局	06-4708-7045
宮城県	宮城県商工会連合会	022-393-8044	兵庫県	（公財）ひょうご産業活性化センター	078-977-9085
秋田県	（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5605	奈良県	（公財）奈良県地域産業振興センター	0742-81-3840
山形県	（公財）山形県企業振興公社	023-647-0708	和歌山県	（公財）わかやま産業振興財団	073-433-3100
福島県	（公財）福島県産業振興センター	024-954-4161	鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-31-6851
茨城県	（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5339	島根県	（公財）しまね産業振興財団	0852-60-5103
栃木県	（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2618	岡山県	（公財）岡山県産業振興財団	086-206-2180
群馬県	（公財）群馬県産業支援機構	027-265-5016	広島県	（公財）ひろしま産業振興機構	082-240-7706
埼玉県	（公財）埼玉県産業振興公社	0120-973-248	山口県	（公財）やまぐち産業振興財団	083-902-5959
千葉県	（公財）千葉県産業振興センター	043-299-2921	徳島県	（公財）とくしま産業振興機構	088-676-4625
東京都	（一社）東京都信用金庫協会	03-6205-4728	香川県	（公財）かがわ産業支援財団	087-868-6090
神奈川県	（公財）神奈川産業振興センター	045-633-5071	愛媛県	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1131
新潟県	（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0058	高知県	（公財）高知県産業振興センター	088-846-0175
山梨県	（公財）やまなし産業支援機構	055-288-8400	福岡県	（公財）福岡県中小企業振興センター	092-622-7809
長野県	（公財）長野県産業振興機構	026-227-5875	佐賀県	（公財）佐賀県産業振興機構	0952-34-4433
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5117	長崎県	長崎県商工会連合会	095-828-1462
愛知県	（公財）あいち産業振興機構	052-715-3188	熊本県	（公財）くまもと産業支援財団	096-286-3355
岐阜県	（公財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1088	大分県	（公財）大分県産業創造機構	097-537-2837
三重県	（公財）三重県産業支援センター	059-228-3326	宮崎県	（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-0786
富山県	（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5605	鹿児島県	（公財）かごしま産業支援センター	099-219-3740
石川県	（公財）石川県産業創出支援機構	076-267-6711	沖縄県	沖縄県商工会連合会	098-851-8460
福井県	（公財）ふくい産業支援センター	0776-67-7402			

価格転嫁サポート体制の強化

- 2023年7月より、**全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置**し、価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援を実施。
- 商工会議所・商工会等へ**価格交渉ハンドブックを配布**、支援機関においても価格転嫁に関する基本的な知識の習得支援等を行い、**中小企業の価格転嫁を支援する全国的なサポート体制を整備。**

価格転嫁ができた理由（複数回答）

・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に**必要な情報の把握手法等**について助言。

・**実践的な提案**

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。

＜価格転嫁サポート窓口の支援イメージ＞

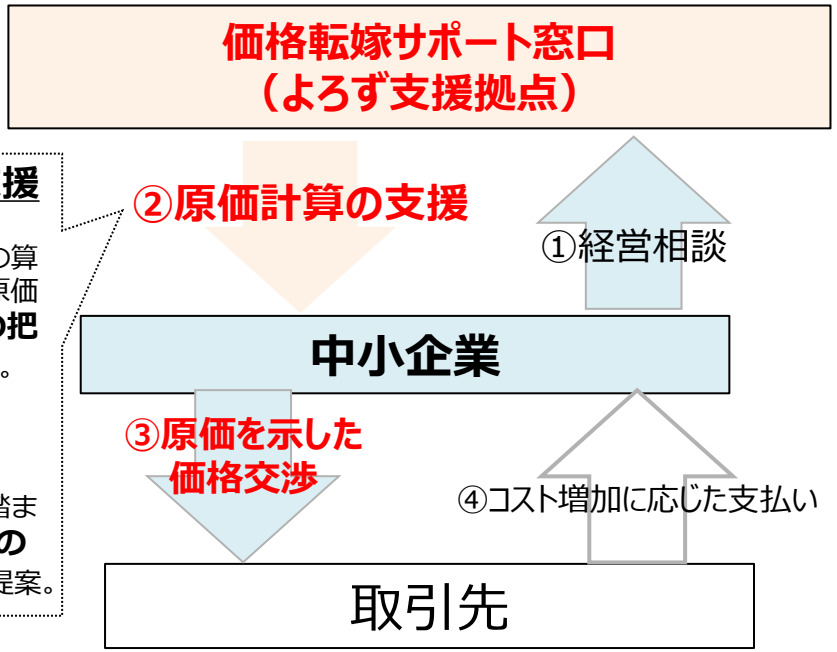

（出典）株式会社帝国データバンク資料
（２０２３／２／９　特別企画：
価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート）

下請かけこみ寺

- 各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。
- 下請代金の減額など、企業間取引に係る様々な相談に、相談員等が対応。
- 裁判外紛争解決手続（ADR)手続きにより、簡易・迅速な紛争解決を実施。

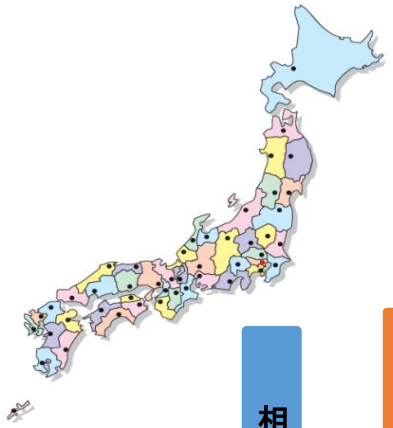

相談者（中小企業）

下請かけこみ寺

一般的な取引に関する相談	親事業者との交渉方法等、適切な助言を行い、解決へと導く
下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法に関する相談	法令違反が疑われる場合は、速やかに経済産業局に相談案件を取り次ぐ
裁判外紛争解決を希望する場合	希望者の所在地を勘案し、調停人（弁護士）を紹介
無料弁護士相談を希望する場合	希望者の所在地を勘案し、最寄りの弁護士事務所を紹介
運送業の取引に関する相談	適正取引相談窓口を紹介
建設業の取引に関する相談	駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター又は建設紛争工事審査会を紹介

下請かけこみ寺HP：https://zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

（参考）下請かけこみ寺の連絡先一覧

全都道府県に下請かけこみ寺を設置しています。

本部：(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-775-3234
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0662
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構	029-224-5318
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1082
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8311
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1268
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)大分県産業創造機構	097-534-5300
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺においてお電話で受付しております。また、ホームページからも受付しております。

下請Gメンについて

- 2017年4月から取引調査員（下請Gメン）を全国に配置

  2021年度 120名⇒2022年度 248名⇒2023年1月より300名へ
- 下請Gメンは、幅広い業種の中小企業から、下請取引の実態等についてヒアリング。**業種毎に集計**し、傾向を分析。
- これにより、問題ある商慣習や、業界・個社の優良事例/問題事例、価格交渉の実態等を収集し、以下の通り活用。

  ①（望ましい取引関係を定めた）**振興基準の改正**や、**個別企業への指導・助言**、業界団体等への働きかけ

  ② 業所管省庁による**業種別の下請ガイドライン**や、業界団体による取引適正化のための**自主行動計画**の策定・改訂への働きかけ

  ③ **下請代金法に基づく取締りの端緒情報**等として活用　等

〈下請Ｇメンヒアリングの活用〉

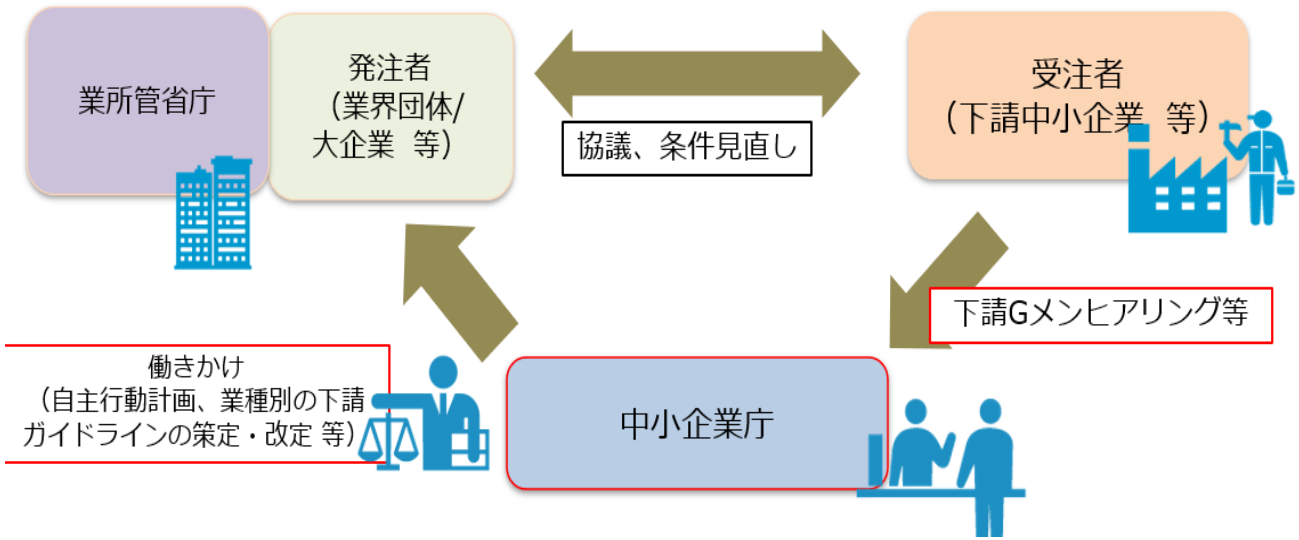

〈地域別ヒアリング件数〉

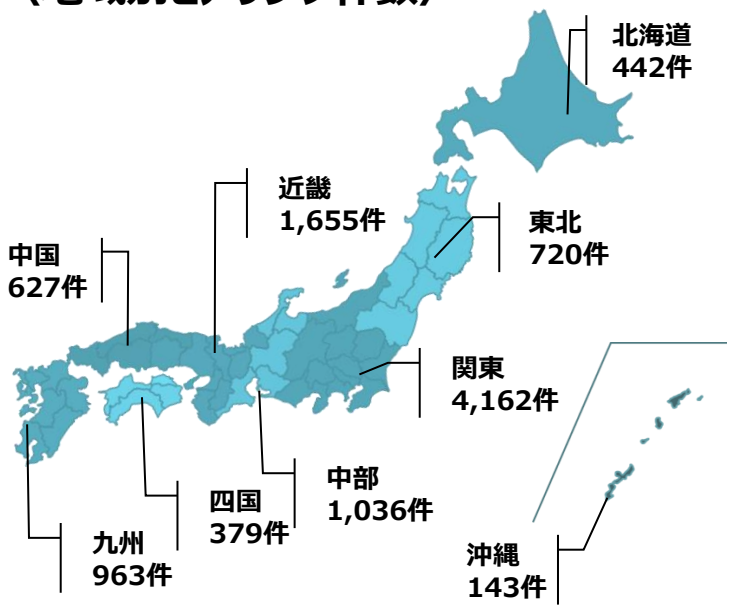

業界ごとの自主行動計画の改定、徹底

- 下請Gメン情報に基づく中小企業庁からの指摘や、業界団体からの意見等も踏まえ、
  ①各業界団体における**自主行動計画の改定**に加えて、
  ②既に計画に記載された事項を、業界・個社が**遵守・徹底**するための**「徹底プラン」**の策定が行われるよう、**政府全体で**取り組んでいく。 加えて、**取り組み状況の報告**を求める。

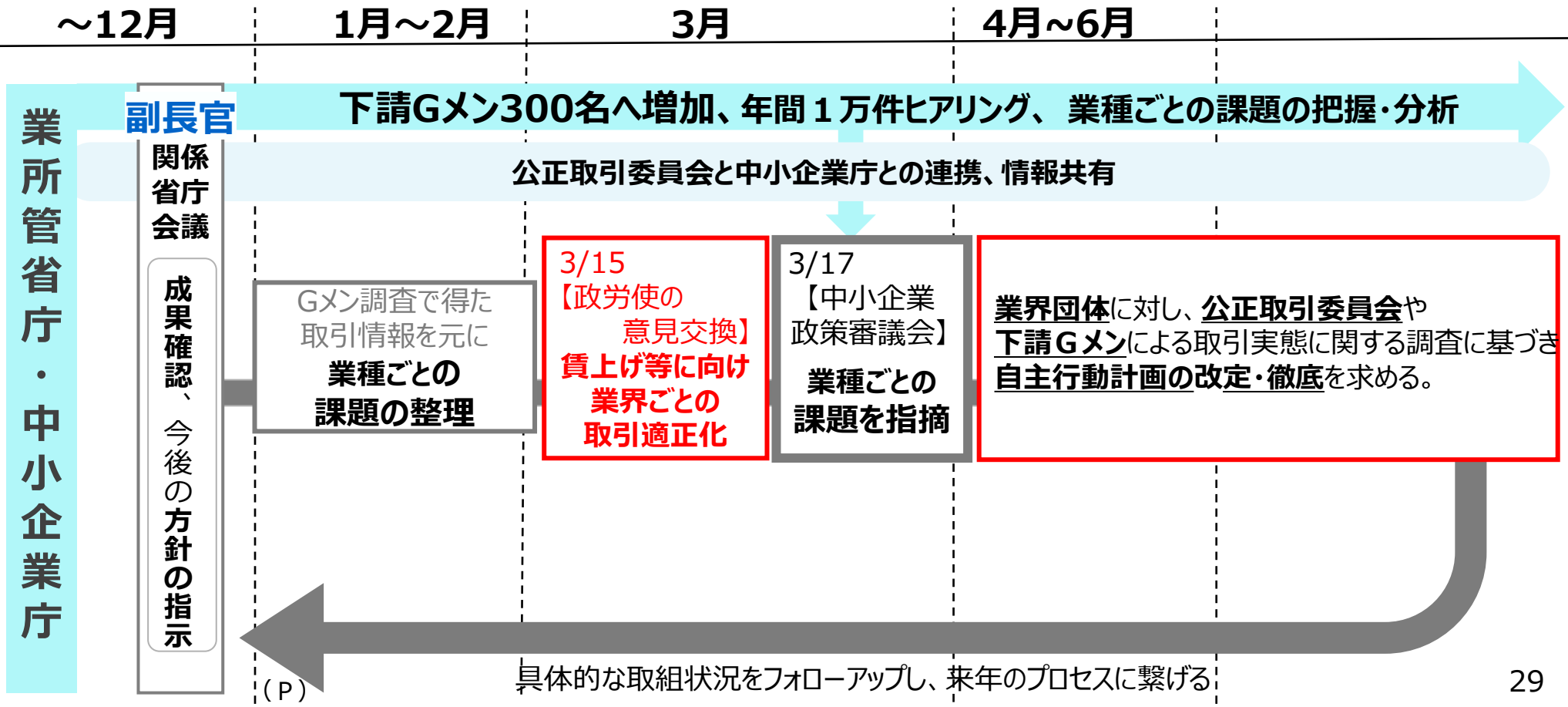

取引適正化に向けた自主行動計画　策定団体　26業種62団体　（令和5年11月時点）

自動車（日本自動車工業会／日本自動車部品工業会）、素形材（日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会）、機械製造（日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会）、航空宇宙（日本航空宇宙工業会）、繊維（日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会）、紙・紙加工（日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会）、電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会）、情報ｻｰﾋﾞｽ・ｿﾌﾄｳｪｱ（情報サービス産業協会）、流通（日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランタリーチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会）、建材・住宅設備（日本建材・住宅設備産業協会）、金属（日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会）、化学（日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟）、警備（全国警備業協会）、放送コンテンツ（放送コンテンツ適正取引推進協議会）、トラック運送（全日本トラック協会）、建設（日本建設業連合会）、金融（全国銀行協会）、商社（日本貿易会）、印刷（日本印刷産業連合会）、造船（日本造船工業会／日本中小型造船工業会）、住宅（住宅生産団体連合会）、広告（日本広告業協会）、電力（送配電網協議会）、食品製造業（食品産業センター）、食品卸売業（日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／給食事業協同組合連合会）、飲食業（日本フードサービス協会）

各業界が作成する 遵守・徹底のための「徹底プラン」（イメージ）

※下請Gメンヒアリングの結果、「自主行動計画の遵守が必要」と指摘された事項ごとに、対応方針等を策定

1. 価格交渉について

1） 下請Ｇメンヒアリングに基づく指摘事項

・定期的な協議の場だけでなく、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合は、十分な協議が行われることが必要。

2）対応方針・改善方針

①各社において絶対に行ってはならない事項

（記載例）

- 労務費については、取引先中小企業において自助努力で解決すべき部分として、交渉や転嫁自体を拒否すること
- 取引先中小企業からの提案内容を確認せずに、「他の取引先は言ってこない」といった外形的な理由のみで拒否すること

②各社において可能な限り実施する事項

（記載例）

- 親事業者から取引先に対し、「価格交渉を申し出てほしい」旨を呼びかける内容の、調達本部長名のレターを送付すること
- これまで価格交渉のフォーマットに記載の無かった人件費について、フォーマットにも明示的に追記し、新たに価格交渉の対象となることを呼びかけること

2. 支払い条件（約束手形の利用）について

・・・（以下略）・・・

適正取引講習会（下請法・価格交渉）

- 下請取引適正化の普及啓発のため、下請法や価格交渉を学べる**「適正取引講習会」**を実施。**いつでも視聴可能なe-learning**や、**下請法に詳しい弁護士・価格交渉に精通した中小企業診断士を講師を招いたオンライン講習会（毎月）**を実施中。

○下請法　基礎編（e-learning）
　　実践編（オンライン講習会）【講師：弁護士】

「オンライン講習会」は
お申込が必要です！

○価格交渉　基礎編（e-learning）
　　準備編（オンライン講習会）【講師：中小企業診断士】
　　テクニック編（オンライン講習会）【講師：中小企業診断士】

価格交渉の際に必要な情報や資料について学べる「準備編」と、可価格交渉の際に役立つテクニックを学べる「テクニック編」の2本を用意！

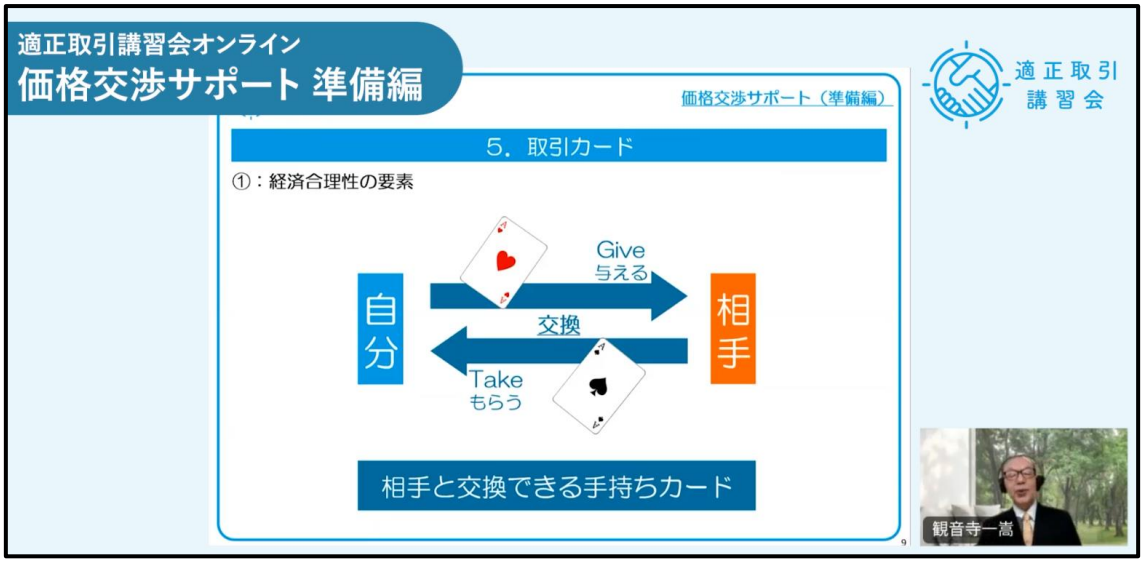

▲講習会の様子です。講師への質問も可能です！

お手持ちのPC・スマホから
e-learning受講・講習会申込可能。
「適正取引支援サイト」で検索！
https://tekitorisupport.go.jp/

適正取引講習会
eラーニング

物流効率化に向けた先進的な実証事業

令和５年度補正予算案額 55億円

商務・サービスグループ
消費・流通政策課
／物流企画室

事業の内容

事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流の2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫る。
物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業の行動変容が重要。
『即効性のある設備投資の促進』を加速化させるために先進的な実証事業を行うことで、物流の投資効果を明らかにし、荷主企業の投資意欲を喚起するとともに、本実証の成果の積極的な横展開を行う。また、ラストワンマイル配送の省力化に向けた先進的な実証も行う。

事業概要

（１）荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行う。

（２）自動配送ロボット導入促進実証事業

公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

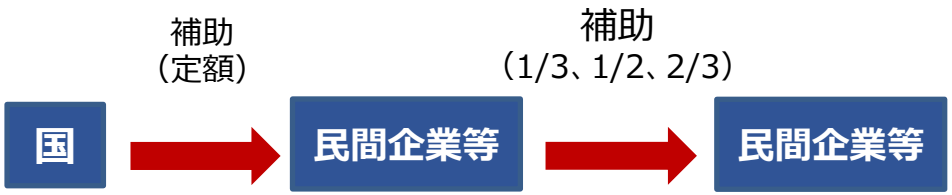

（１）補助率：中堅企業1/2、中小企業2/3
（２）補助率：大企業・中堅企業1/3、中小企業2/3

成果目標

本実証事業を通じ、『即効性のある設備投資の促進』を加速化させ、「物流の2024年問題」及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消に寄与する。

事業（１）について（対象の物流設備の例）

想定する対象機器・システム等

（ここの例示は一部であり、加えて、各業界・輸送品ごとに固有の物流設備も含まれ得る。）

入出荷

トラックローダー

フォークリフト(有人・無人)

パレタイザー・デパレタイザー

⋮

保管

物流資材、洗浄等附属設備

レンタルパレット

自動倉庫（ビル式、パレット式）

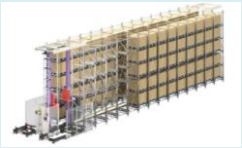

保管ラック

⋮

運搬

コンベヤ

垂直搬送機

AMR（自律走行搬送ロボット）

AGV（無人搬送ロボット）

⋮

仕分け

自動仕分け機

ピッキングシステム・ロボット

⋮

等

システム関係

バース予約システム

倉庫管理システム

伝票電子化・物流EDI

AIカメラ・システム

RFID等自動検品システム

工程設計・BIシステム

積付管理システム

輸送マネジメントシステム

等

（画像出所）株式会社ダイフク、オークラ輸送機株式会社、トラスコ中山株式会社、GROUND株式会社、国土交通省「物流DX導入事例集」掲載事例

コンソーシアム形式について（大企業の取扱い等）

- **<u>複数の企業によるコンソーシアム形式での共同申請も可能</u>**。関連企業と一体となって物流設備への投資を行い、シナジー効果により、より高い物流効率化効果を期待。
- 投資金額の下限要件(※現在検討中)は、**<u>コンソーシアム参加企業による投資額の合計</u>**で判断することとし、その際、**<u>補助対象外の大企業による投資金額も加算</u>**。

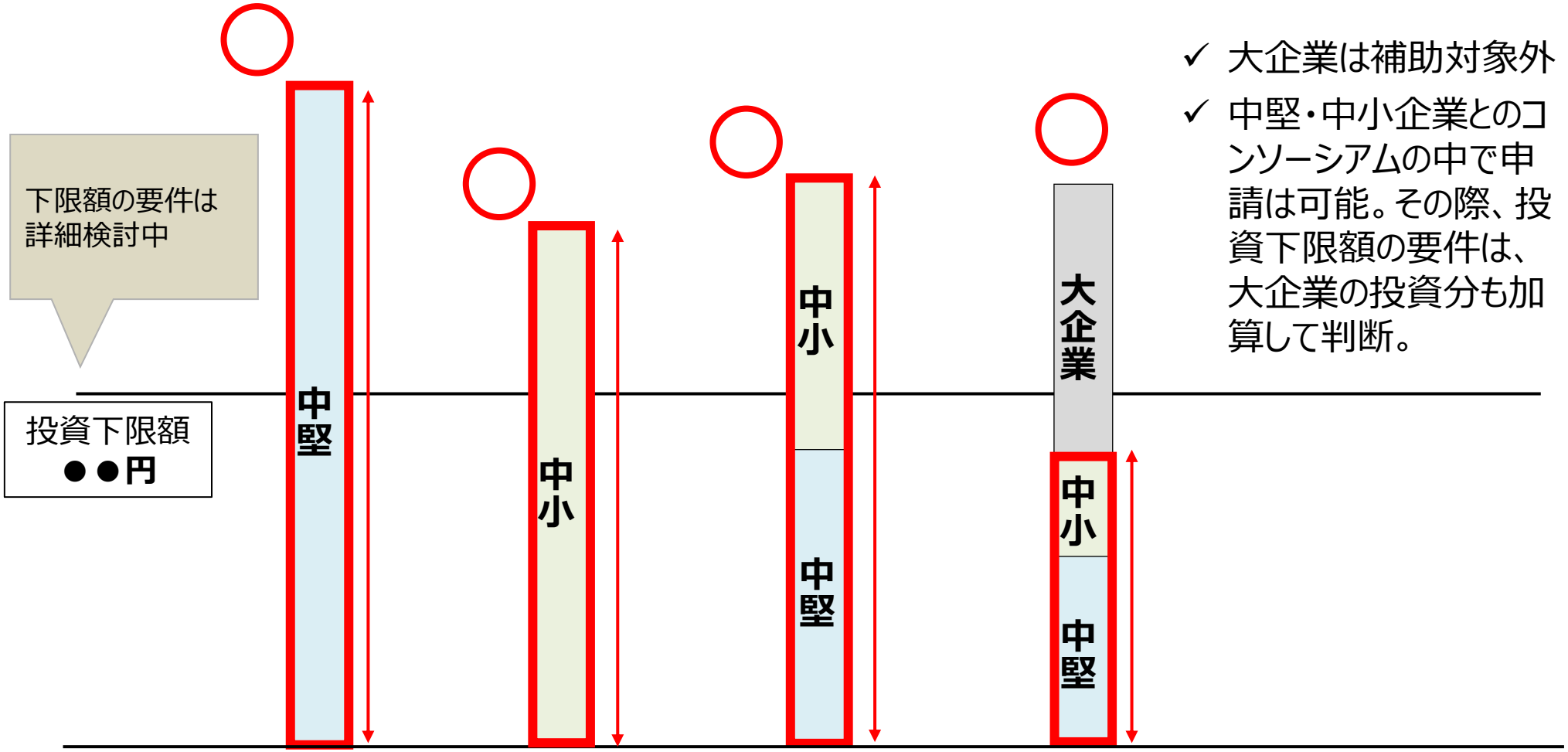

- ✓ 大企業は補助対象外
- ✓ 中堅・中小企業とのコンソーシアムの中で申請は可能。その際、投資下限額の要件は、大企業の投資分も加算して判断。

コンソーシアム形式の想定例

【例①】製・配・販の連携

- 卸や小売の地元の大手が新たな物流拠点の整備等の設備投資を実施。
- その際、物流効率化のため、サプライチェーンの取引先が足並みをそろえて取り組む。

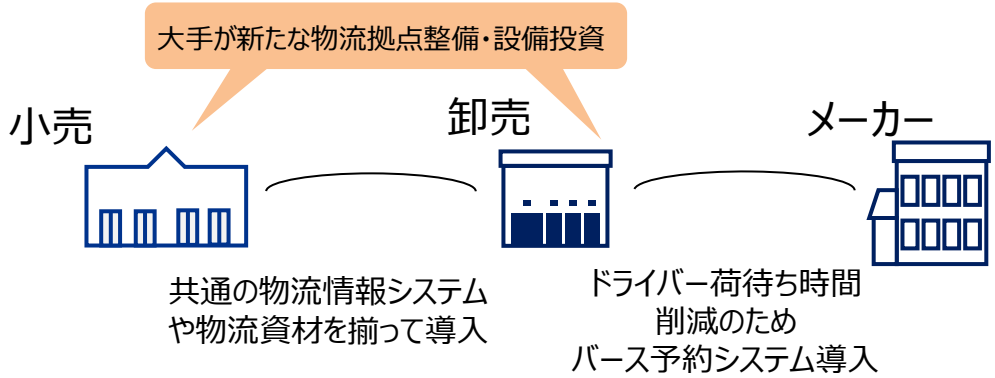

【例②】ASN活用

- **複数メーカーで共同倉庫**を利用中。
- **事前出荷情報ASN**を実装することにより、**拠点単位**で、より一層効率的な共同の配車組みや着側拠点における入荷検品作業の大幅な省力化が期待。
- 共同倉庫を利用している全メーカーがASN対応のシステム改修(～数千万円規模)を行う必要がある。

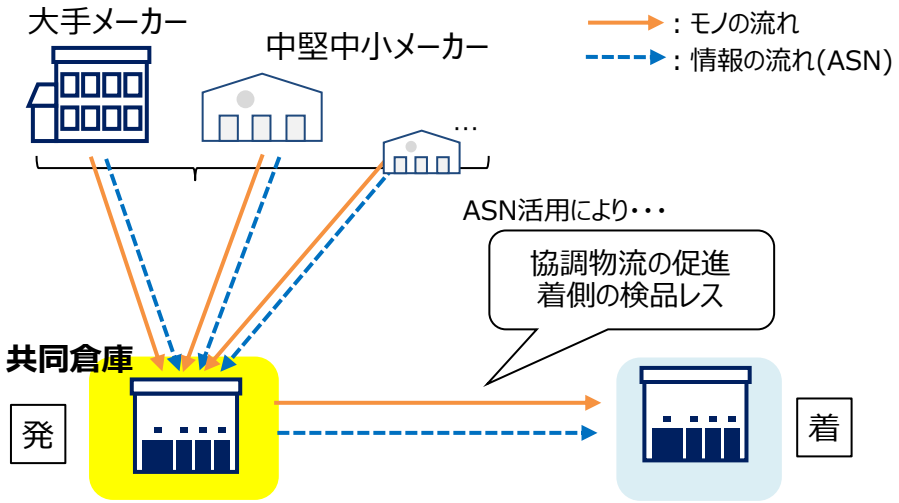

【例③】一貫パレチゼーション

- 原材料受入れエリアに**自動倉庫**を導入。
- その際、**業界標準パレット**を採用し、取引先の堅中小のサプライヤーにも協力を依頼。従来は、サプライヤー毎にバラバラの資材で納入が行われていたが、**統一化**のため、各サプライヤーにおいてパレタイザーの改造等の対応を実施。

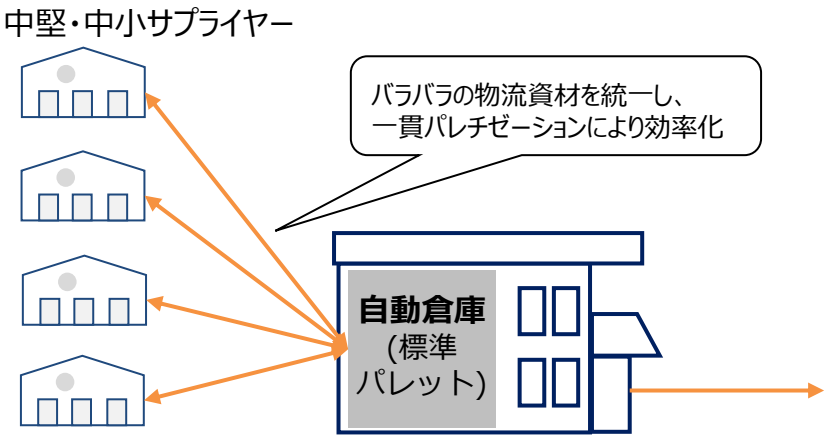

事業（２）について（実証の内容と位置付け）

- 23年4月に改正道路交通法が施行され、自動配送ロボットの社会実装に向けた制度環境が整った。
- 技術面では、**複数台同時走行技術（概ね1人で10台のロボット）の実装がポイント**であり、既存の技術開発事業を通じて、**24年度末の実装**を目指している。
- サービス面では、**需要に応じて複数台を効率的に運用するサービスモデルを確立すべく、技術面と同じく24年度末を目標に、本補正予算を通じて推進**することで、**25年度以降の導入本格化を目指す。**

2023年度（R5年度） → **2024年度（R6年度）** → **2025年度（R7年度）**

技術開発

革新的ロボット研究開発等基盤構築事業（R4～６当初予算）

・現時点では1:4走行が最大
・走行可能領域を拡大するための技術検証も実施

【出典】パナソニックホールディングス

【出典】ZMP

技術面の事業採算性確保
（概ね1:10走行）

サービス設計

民間主体の実証

・比較的狭いエリアにおける1～2台の小規模検証に留まっている。

サービス実証事業（R5補正予算）

10台程度の運用を擬似環境で検証
（例　→　1:2×5班　・　1:4×3班）

サービス面の事業採算性確保
（効率的な運用モデル創出）

導入本格化
（市場の確立・拡大）

その他

社会受容性の向上・担い手増加のための各種取組展開（各年度当初予算等）

国際標準発行予定
（機体の安全基準等）

中小企業生産性革命推進事業

令和５年度補正予算額　2,000億円

（1）中小企業庁経営支援部　技術・経営革新課
（2）中小企業庁経営支援部　小規模企業振興課
（3）中小企業庁経営支援部　技術・経営革新課
（3）中小企業庁　経営支援部　商業課
（3）商務情報政策局　サイバーセキュリティ課
（4）中小企業庁事業環境部　財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

（1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。

（2）小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。

（３）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やＤＸの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

（４）事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・Ｍ＆Ａ・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、Ｍ＆Ａ時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助 → 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 → 補助（定額） → 民間団体等 → 補助（1/2、2/3等） → 中小企業等

	申請類型		補助上限額	補助率
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠		750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1500万円を超える部分は1/3
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3
		成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
	③グローバル枠		3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3
	⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、３～５年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			
持続化補助金	①通常枠、②賃金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠		①：　50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4
	⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（）については、特例適用時の上限額。			
IT導入補助金	通常枠		ITツールの業務領域が１～３まで ：5万円～150万円未満	1/2
			ITツールの業務領域が４以上 ：150万円～450万円以下	
	複数社連携IT導入枠		①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①＋②合わせて～3,000万円	①インボイス対応類型と同様 ②2/3
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5　②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2
		電子取引類型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2
	セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円	1/2
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円	1/2～2/3
	専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円	1/2～2/3
	廃業・再チャレンジ枠		～150万円	1/2～2/3

成果目標

それぞれ以下の達成を目指す。

【ものづくり補助金】
・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後５年時点で、年率平均＋1.5%以上向上

【持続化補助金】
・事業終了後１年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上

【IT導入補助金】
・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること

【事業承継・引継ぎ補助金】
・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、＋15%以上向上すること

	申請類型		補助上限額	補助率
ものづくり補助金	①省力化（オーダーメイド）枠		750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1500万円を超える部分は1/3
	②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナ回復加速化特例2/3
		成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3
	③グローバル枠		3,000万円(4,000万円)	中小：1/2、小規模：2/3
	⇒大幅賃上げ特例：補助事業終了後、３～５年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナ回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。			
持続化補助金	①通常枠、②賃金引上げ枠、③卒業枠、④後継者支援枠、⑤創業枠		①：　50万円（100万円） ②～⑤：200万円（250万円）	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4
	⇒インボイス特例：免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ。①～⑤の補助上限額（）については、特例適用時の上限額。			
IT導入補助金	通常枠		ITツールの業務領域が１～３まで ：5万円～150万円未満	1/2
			ITツールの業務領域が４以上 ：150万円～450万円以下	
	複数社連携IT導入枠		①インボイス対応類型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①＋②合わせて～3,000万円	①インボイス対応類型と同様 ②2/3
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円	【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5　②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2
		電子取引類型	～350万円	中小企業：2/3 大企業：1/2
	セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円	1/2
事業承継・引継ぎ補助金	経営革新枠	①創業支援類型 ②経営者交代類型③M&A類型	～800万円	1/2～2/3
	専門家活用枠	①買い手支援類型 ②売り手支援類型	～600万円	1/2～2/3
	廃業・再チャレンジ枠		～150万円	1/2～2/3

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

令和５年度補正予算案額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

ＩｏＴ、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（基金） → 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 → 補助（1/2） → 中小企業等

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠（カタログ型）		従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6~20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、（）内の値に補助上限額を引き上げ	1/2

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 1,000億円（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課
地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

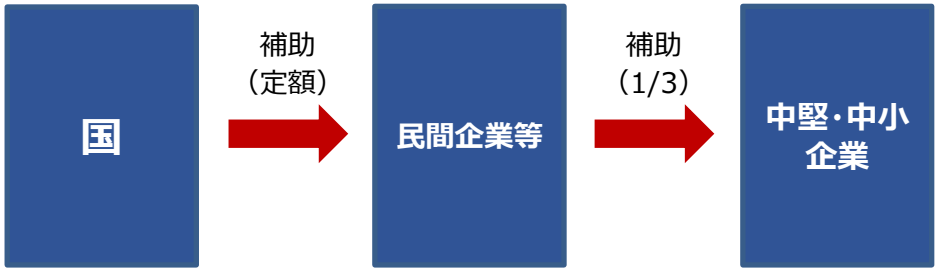

- 補助上限額　50億円

※投資下限額は10億円
※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

パートナーシップ構築宣言等に関する
現状と今後の取組

宣言拡大に向けての取組

パートナーシップ構築宣言

- **「パートナーシップ構築宣言」**は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上**、**大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、**「代表権のある者の名前」で宣言**するもの。
  （１）サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
  （２）**下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5課題**
  （①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- **「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」**（2020年5月）において、導入を決定。

１．宣言のイメージ

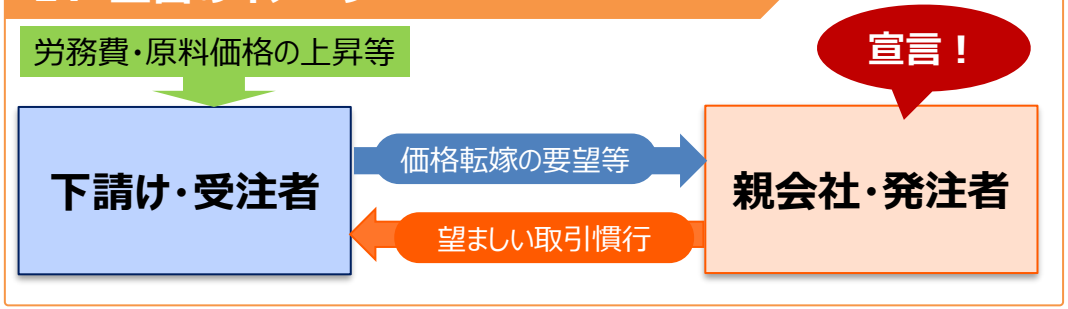

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用や清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等も含めた**、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

２．未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合

✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第４回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2024年**1月19日時点で38,479社が宣言**（うち、資本金3億円超の大企業は**1,902社**）

■宣言数の推移

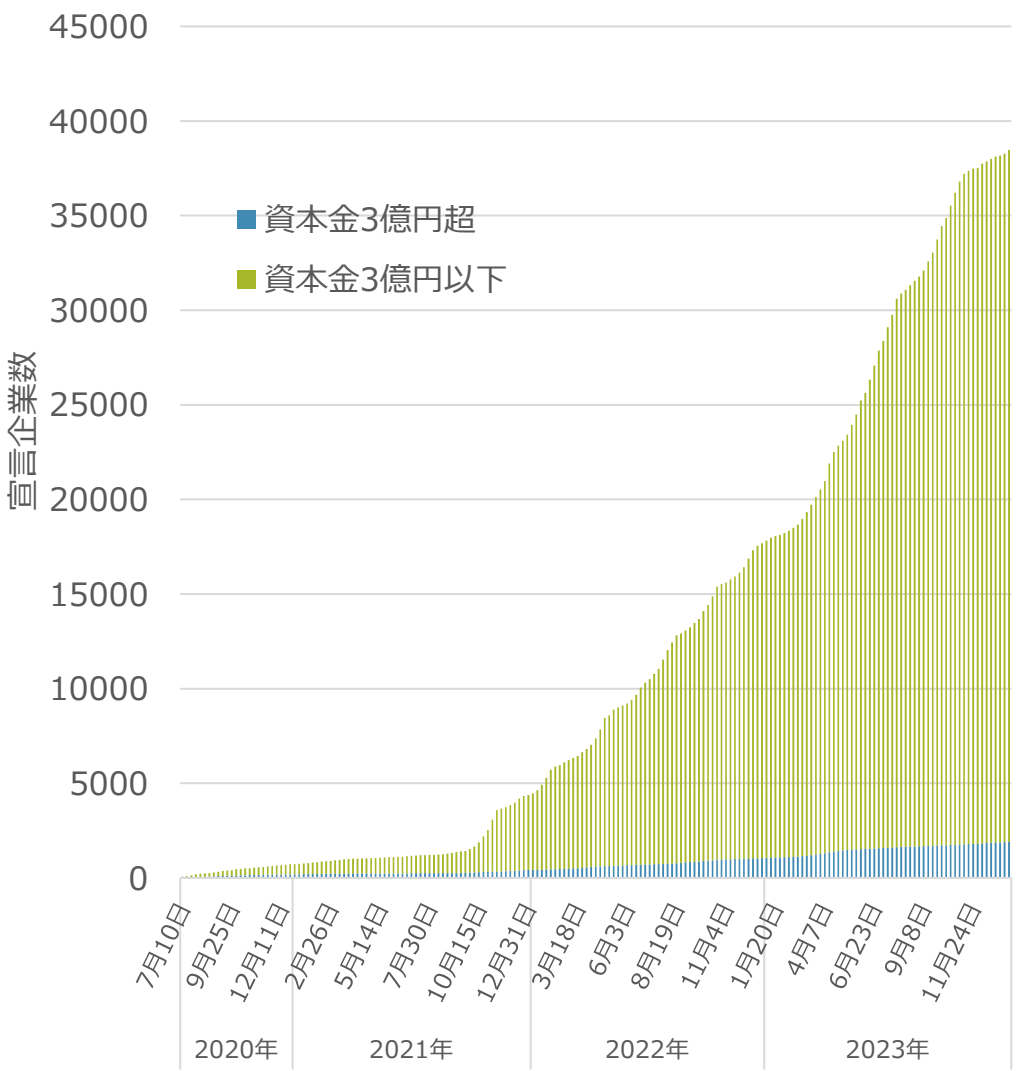

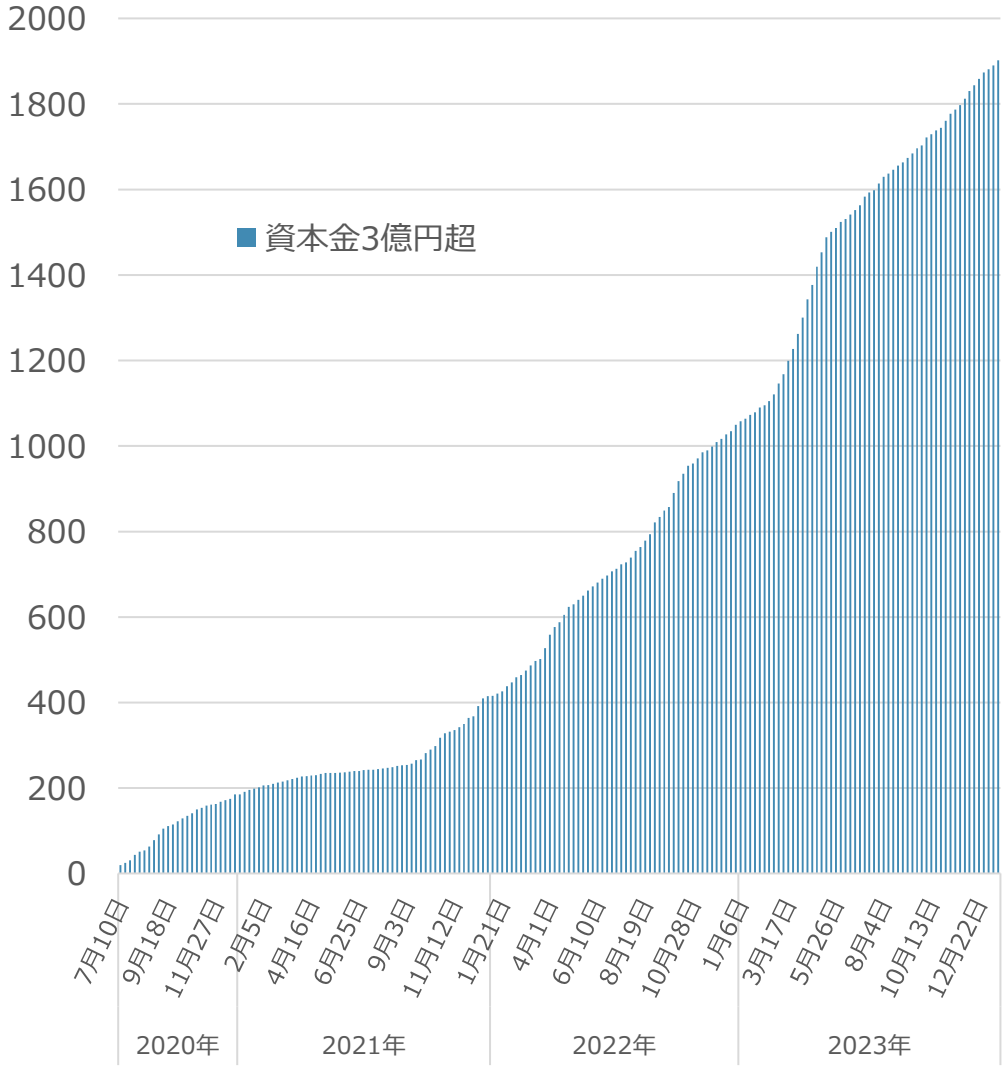

地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 宣言の更なる拡大に向けて、２月に、経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が47都道府県まで拡大。

〈パートナーシップ構築宣言の拡大に向けた各地域の取組の現状（2024年1月12日時点）〉

- ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
  かつ
  ・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- ・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
  または
  ・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- ・セミナー等による宣言の周知活動を実施

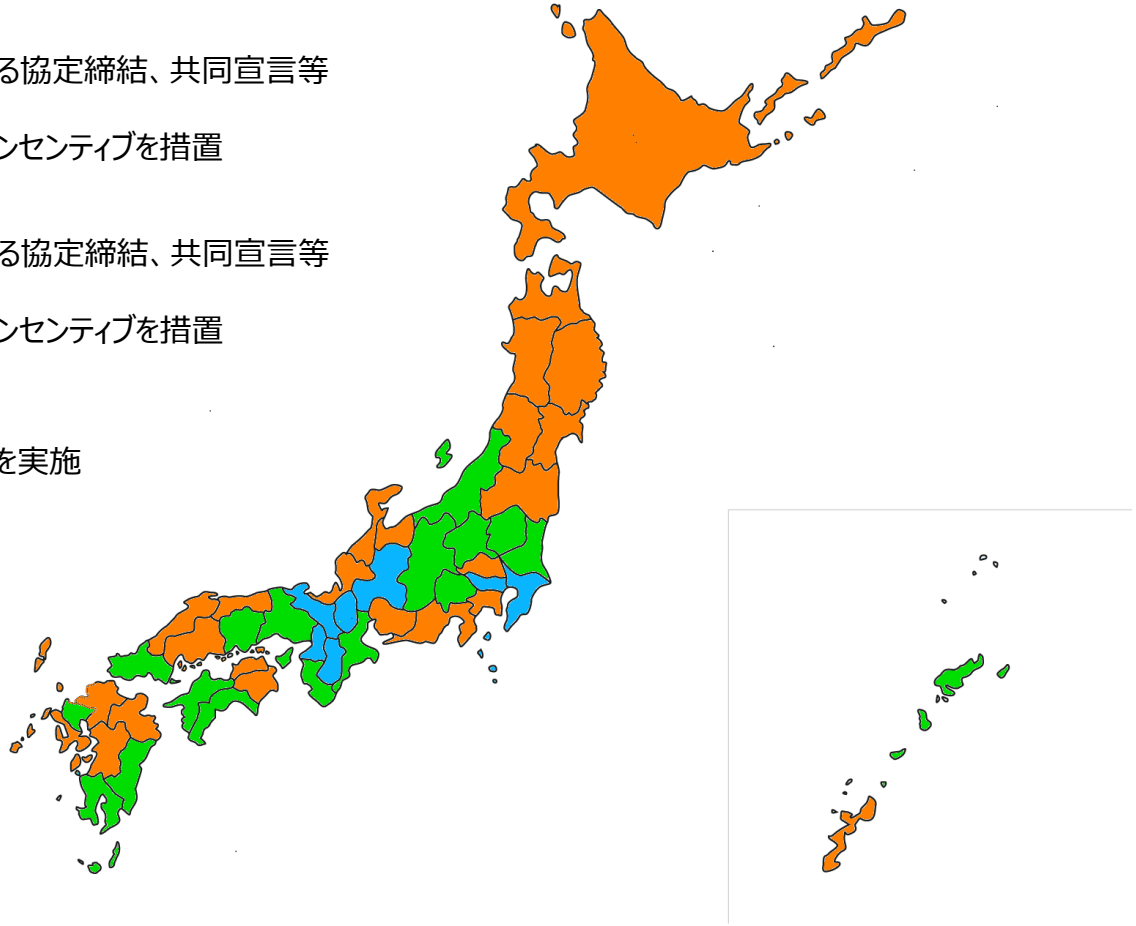

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営する**ポータルサイトに掲載・公表**されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の**「ロゴマーク」**を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能**です。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

【URL】 https://www.biz-partnership.jp

■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。

パートナーシップ構築宣言

■SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

3.すべての人に健康と福祉を
8.働きがいも経済成長も
9.産業と技術革新の基盤をつくろう
10.人や国の不平等をなくそう
13.気候変動に具体的な対策を
17.パートナーシップで目標を達成しよう

宣言拡大に向けた政策的インセンティブの拡充

- 中小企業による価格転嫁の円滑化、サプライチェーン全体の付加価値向上の観点から、取引先を多く抱える**大企業において幅広く宣言**していただくことが重要。
- このため、**宣言に関する政策的インセンティブの拡充**を進めているところ。

1．賃上げ促進税制※

➡一定規模以上の企業が税制を利用するに当たっては、パートナーシップ構築宣言の公表が必須。

※事業者が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税額等から税額控除できる制度。

2．宣言企業の申請に対する補助金における加点の他省庁に拡大した例

①**放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業**【総務省】

➡コンテンツを通じて日本各地の魅力を海外に発信し、地域からの情報発信を強化することにより我が国に対する関心を高めて海外から各地域に需要を呼び込み、地域経済の活性化を促進。

②**工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）**【環境省】

➡企業間で連携したバリューチェーンの脱炭素化の取組を支援

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-1

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜中小企業庁補助金＞

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

➡革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の**設備投資等**を支援

●事業再構築補助金

➡新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援

＜資源エネルギー庁補助金＞

●①需要家主導型太陽光発電及び②再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

➡①需要家が小売電気事業者・発電事業者と一体となって取り組む**太陽光発電の導入や蓄電池の併設**を支援。

➡②FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、**蓄電池の導入**を支援

●省エネルギー投資促進支援事業費補助金

➡**省エネルギー設備**に入れ替える企業を支援

●災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

➡**避難所や避難困難者が多数生じる施設等**に設置する**LPガスタンク等の購入や設置工事費**に**要する経費**を支援

● ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

➡民間の大規模建築物について**ネット・ゼロ・エネルギー・ビ（ZEB）化**を支援

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-2

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜経済産業省補助金＞

● 伝統的工芸品産業支援補助金

➡**「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき**、組合、団体及び事業者等が実施する事業に要する経費を支援

●皮革産業振興対策事業費補助金

➡**皮革関連産業**の商品開発力やデザイン力の向上と消費者への認知度を高めるための**見本市の開催やPR事業等**を支援

●地域復興実用化開発等促進事業費補助金

➡**福島**イノベーション・コースト構想において重点的に取り組む分野について、地元企業等又は地元企業等と連携して行う**実用化開発等**を支援

●コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金

➡収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関する**イベントの実施に関する費用等**を支援。

●アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業

➡**アジア新興国等の外国人材を対象に**日本企業が有する**カーボンニュートラル実現のための先進技術に関するセミナーや寄附講座の開設等**を支援

●技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣・寄附講座開設事業）

➡**海外展開の促進等**に向け、日本における研修や講義及び開発途上国の製造現場等を活用した専門家による指導、**開発途上国**の高等教育機関等における寄附講座の開設等を通じた**現地人材の育成・獲得を支援**

●ワクチン生産体制強化製造拠点等整備事業補助金

➡平時に生産しているバイオ医薬品を、**有事の際には感染症に対するワクチンを製造できる、両用性を備えたデュアルユース設備の導入等**を支援

●自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

➡被災者の「働く場」を確保し生活基盤を取り戻すため、**被災地の工場等の新増設や企業立地**を支援

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-3

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜他省庁補助金＞

●海外展開・酒蔵ツーリズム補助金

➡**酒類事業者**による**海外展開**（販路拡大・ブランド化）や**酒蔵ツーリズムを推進する取組**を支援

●新市場開拓支援事業費補助金（フロンティア補助金）

➡**酒類事業者**による国内外の**新市場を開拓するなどの意欲的な取組**を支援

●食品原材料調達安定化対策事業補助金

➡**食品製造事業者等**が原材料の調達に関するリスクに対応するための**調達先の多角化、原材料の切替及び製造コスト削減等**を支援

●中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援補助金

➡**中小トラック運送事業者**に対する**テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用２段積みデッキの導入等**を支援

●モーダルシフト等推進事業

➡温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、**荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組**を支援

●工場・事業場における先導的な脱炭素化取組事業（SHIFT事業）企業間連携先進モデル支援

➡**企業間で連携したサプライチェーンの脱炭素化の取組**を支援

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**です。**2022年度から拡充**された税制は、**2023年3月末以降の税務申告から適用**されます。

■賃上げ促進税制

継続雇用者の賃金を引き上げた場合、増加分の15%以上（最大30%）を法人税額等から控除。

（適用期間：2022年　4月～2024年3月に始まる事業年度）

【適用要件】	【税額控除】
➢ 通常要件：**継続雇用者給与等支給額**が、前事業年度より**3%以上**増えていること	**控除対象雇用者給与等支給増加額**の**15%**を法人税額又は所得税額から控除
※ **資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業**については、上記の要件に加え、**マルチステークホルダー方針を公表していること**が必要	
➢ 上乗せ要件①：**継続雇用者給与等支給額**が、前事業年度より**4%以上**増えていること	税額控除率を**10%上乗せ**
➢ 上乗せ要件②：**教育訓練費の額**が、前事業年度より**20%以上**増えていること	税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、パートナーシップ構築宣言を公表していることが必要

賃上げ促進税制の拡充及び延長（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

令和6年度税制改正

● ３０年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後 【措置期間：３年間】

大企業 ※1

継続雇用者※4 給与等支給額（前年度比）	税額控除率 ※6	教育訓練費※7（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	５％上乗せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	５％上乗せ	35%
＋４％	15%					
＋５％	20%					
＋７％	25%					

中堅企業 ※2

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋３％	10%	＋10%	５％上乗せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	５％上乗せ	35%
＋４％	25%					

中小企業 ※3

全雇用者※5 給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	両立支援・女性活躍	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋５%	10%上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	５％上乗せ	45%
＋2.5%	30%					

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**５年間の繰越しが可能**※8。

改正前 【措置期間：２年間】

継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋３％	15%	＋20%	５％上乗せ	30%
＋４％	25%			
－	－			
－	－			

全雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率	最大控除率
＋1.5%	15%	＋10%	10%上乗せ	40%
＋2.5%	30%			

※１ 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
※２ 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が１万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
※３ 中小企業者等（資本金１億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
※４ 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
※５ 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
※６ 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
※７ 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
※８ 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義④

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- **また、コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「パートナーシップ構築宣言」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

（東京証券取引所　令和３年６月改訂）　抜粋

【原則２－３．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則　２－３① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健 康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然 災害等への危機管理**など、サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの 減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（ＣＧＳガイドライン）

（平成29年３月策定・平成30年9月、R4年7月改訂）

※2022年7月19日改訂ＣＧＳガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、**「パートナーシップ構築宣言」を行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義⑤

- **日本政策金融公庫の「企業活力強化資金」**において、パートナーシップ構築宣言を宣言している企業が、**宣言内容に基づく取組を実施するために必要な設備資金や長期の運転資金について、長期固定金利の資金融資を受けることが可能**。

企業活力強化貸付

日本政策金融公庫 中小企業事業

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

企業活力強化資金

中小商業者・サービス業者などの経営の近代化や流通機構の合理化、下請中小企業の振興、空き店舗などの解消を図る中小企業者を支援します。

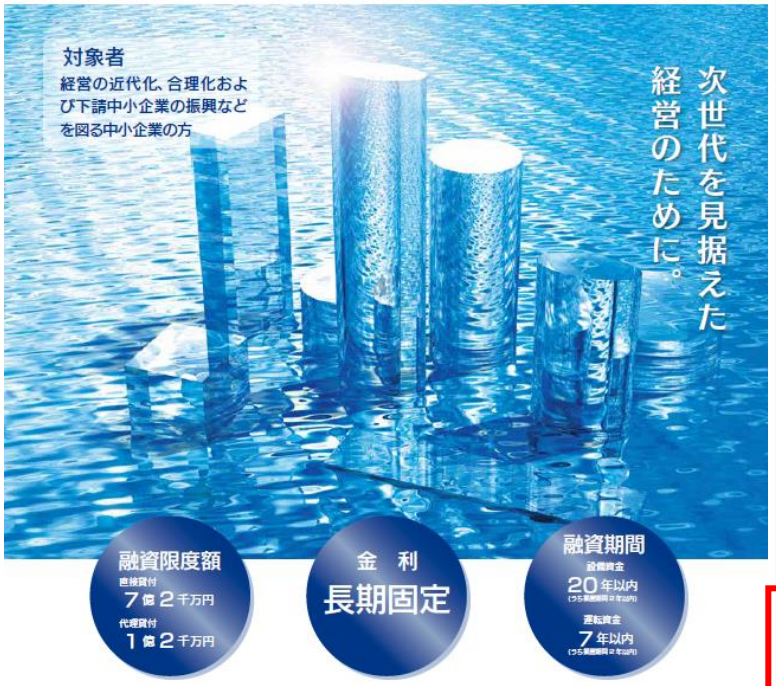

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金 (注1)	融資限度額	融資利率 (注2)	融資期間
A	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	次の①～④に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金 ①合理化、共同化などを図るための設備の取得 ②セルフサービス店の取得 ③集配センターの取得（卸売業者に限る） ④ショッピングセンターへの入居（卸売業者を除く） ⑤販売促進・人材確保	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 2億7千万円まで（土地に係る資金は除く） 特別利率① （一定の要件を満たす商店街の空き店舗へ出店するために必要な資金および地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合などの地区において事業を行うために必要な資金については、2億7千万円を限度として、特別利率②） 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	設備資金 20年以内 （うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内 （うち据置期間2年以内）
B	中心市街地関連地域（大規模店関連地域の一部および中心市街地など）において卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業を営む方 (注3)	上記Aの①～④および新分野への進出に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金		2億7千万円まで 特別利率②、① 2億7千万円超 基準利率	
C	中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業および同法第7条第10項第1号に掲げる事業のいずれかの事業を実施する方	当該事業を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		特別利率③	
D	中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	上記Bと同じ		2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率	
E	下請中小企業振興法に基づき特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する方	認定計画の実施のために必要な設備資金および長期運転資金		2億7千万円まで（土地に係る資金は除く） 特別利率① 2億7千万円超 基準利率	
F	取引先に対する支払条件の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金		基準利率 ただし、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方が必要とする資金については2億7千万円まで 特別利率①	
G	親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金		基準利率 ただし、脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方が必要とする資金については、2億7千万円まで 特別利率①	
H	「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している方	「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		基準利率	

宣言の実効性向上に
向けての取組

宣言の取組状況調査の概要

- 宣言企業の取組状況を把握し、実効性の向上につなげるため、**宣言企業への調査**(2021年度～)及び、**下請企業への調査**(2022年度～)を実施。

宣言企業調査 (宣言企業の自己評価)

○ 調査対象：2023年7月28日時点で宣言を行っているパートナーシップ構築宣言企業
○ 調査票の配布企業数：30,600社 (うち、資本金3億円超の大企業は1,614社)
○ 調査期間：7月31日～9月7日
○ 回答した宣言企業数：17,033社（昨年は5133社） うち、大企業は1,274社（昨年は550社）
○ 回答率：約56%(大企業は約80%)

下請企業調査（下請企業による宣言企業の評価）※下請企業は発注側企業を最大6社まで選択して回答

○ 調査対象：2022年7月7日時点の資本金3億円超のパートナーシップ構築宣言企業のうち、3社以上と取引実績をもつ受注側企業
○ 調査票の配布企業数：75,000社
○ 調査期間：8月1日～9月10日
○ 回答した下請企業数：3,581社
○ 下請企業５社以上から回答の集まった宣言企業数：229社（昨年は160社）
○ 回答率：約4.8%

サプライチェーン全体での新たな連携の取組状況①

- 宣言内容の１つ目の柱である**「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」の取組状況**について、下請企業調査と宣言企業調査の**両調査で確認**。
- **下請企業から期待**の高い取組は、**「働き方改革の取組支援」、「人材育成・専門家人材マッチング」、「データの相互利用」、「健康経営、労働安全衛生」**など。
- 特に**働き方改革**については、**下請企業からの期待が特に大きいため、より積極的な取組・支援**をお願いしたい。

下請企業が望む、発注側企業(パートナーシップ構築宣言企業)に行ってほしい支援や連携の取組 (複数回答)

(n=1,521 ※「特になし」と回答した企業を除く)

【回答が多かった上位５項目】

1	働き方改革	47.0%
2	人材育成・人材マッチング	24.3%
3	データの相互利用	24.0%
4	健康経営、労働安全衛生	22.3%
5	グリーン化	17.8%

宣言企業（大企業）が、サプライチェーンの課題への対応、共存共栄に向けて、取引先と連携や支援している取組 (複数回答)

(n=974 ※「特になし」と回答した企業を除く)

【回答が多かった上位５項目】

1	グリーン化	33.9%
2	健康経営、労働安全衛生	31.4%
3	EDI導入	29.9%
4	データの相互利用	24.0%
5	リサイクル・循環経済・廃棄物処理	22.1%

サプライチェーン全体での新たな連携の取組状況②

- **下請企業からの期待が高い分野**における、**宣言企業による積極的な取組事例**を紹介。
- **「働き方改革」**では、**休暇取得促進や望ましい発注スケジュールの意見聴取**が確認された。
- **「人材育成・人材マッチング」**では、**経営人材の育成支援**や**人脈構築の支援、外国人人材の紹介**も見られた。

取組分野	取組企業の業種	取組詳細
働き方改革	建設業	✓ 平日に現場一斉閉所日を設定。その際、**取引先が休暇を取得しやすいよう、現場閉所日カレンダーを掲示して取引先と情報共有**する取組を実施。 ✓ 取引先が**休日取得目標を達成した場合に労務費割増補正払い**。
	映像・音声・文字情報制作業	✓ よりクオリティの高い知的財産やノウハウの創造と、それを支える働き方改革をサポートする目的で、取引先に望ましい**発注スケジュールを直接ヒアリングし、社内の制作工程基準に反映。**
人材育成・人材マッチング	輸送用機械器具製造業	✓ 各取引先の**次世代経営者の育成を支援する講義**を開催。 ✓ 業界としての取り巻く環境の共有や、経営者目線の**勉強・育成のほか、次世代経営者同士の繋がり(人脈)の構築**なども実施。
	水運業	✓ 海外の商船大学にて**自社グループ及び取引先の船員の育成**を実施 ✓ 外国人人材コンサルティングサービスとして、**取引先に外国人人材の育成・紹介**を実施。

サプライチェーン全体での新たな連携の取組状況③

- **「データの相互利用」**では、主に製造業において**取引先とデータ共有し、ミスの低減や工数の削減**に取り組んでいる事例があった。
- 「**健康経営・労働安全衛生**」では、**ガイドライン等に基づくチェック・助言**や、**取引先の安全対策コストを負担する取組**を進めている企業もあった。

取組分野	取組企業の業種	取組詳細
データの相互利用	輸送用機械器具製造業	✓ 当社**設計の3Dデータを取引先に展開**することで、情報伝達時間の短縮、仕入先内のミス低減、問合せ工数の削減などに取り組み。
	情報通信機械器具製造業	✓ **取引先への図面配布を電子データで実施**。 ✓ **CADデータ等の各種図面情報も併せて提供**し、取引先での金型図面の製作や製造設備への入力データなどに活用。
健康経営・労働安全衛生	印刷・同関連業	✓ **人権・労働、安全衛生などを含めた「CSR調達ガイドライン」**を策定。 ✓ 主要な取引先には同ガイドラインの解説書を発行するほか、**説明会の開催や取引先各社の取組状況の確認・レビュー・助言等**を実施。
	化学工業	✓ 「健康白書作成支援サービス」を取引先に提供しており、**優良事例の共有や意見交換**を行っているほか、「健康の日コンソーシアム」の推進を通じて、取引先の健康経営の推進に共に取り組み。
	技術サービス業	✓ **「標準安全対策費」や「特別安全対策費」を取引先に支払っている**。 ✓ チェックシートを用いて取引先の**現場安全対策をチェック・評価**し、安全設備等の未対策防止、指摘・改善事項の減少に繋げている。

宣言企業の取引適正化への取組状況①

- 下請企業調査においては、宣言において遵守することとなっている、**取引適正化の重点５課題への宣言企業の取組状況**も調査。
- **価格協議**については、昨年に続き、**ほとんどの宣言企業が８割以上の下請企業に応じている**。
  ※下請企業の回答を単純に集計すると、昨年度と比べ、「協議を申し入れなかった」割合が約32%から約23%に減少。
- **価格転嫁**については、引き続き**大半の宣言企業で４割以上の転嫁率**となった。**価格転嫁の裾野が広がりつつある中で、転嫁率の上昇を図っていくことが重要**。
  宣言企業においては、**率先して高水準の価格転嫁を実現**していただきたい。

取引適正化重点５課題に関する宣言企業の評価（下請企業の回答に基づき評価）

(下請企業調査にて対象回答が5件以上回答が集まった宣言企業のみ)

（１）価格決定方法の適正化	令和5年度結果	令和4年度結果
①価格協議について (令和5年度:n=163, 令和4年度:n=110)		
・８割以上の下請に対して価格協議に応じた	**161社**（98.8%）	110社（100%）
・８割未満の下請に対して価格協議に応じた	**2社**　（1.2%）	0社　（0%）
②価格転嫁について (令和5年度:n=206, 令和4年度:n=110)		
・７～９割程度の価格転嫁を受け入れた	**72社**（35.0%）	52社（47.3%）
・４～６割程度の価格転嫁を受け入れた	**120社**（58.3%）	54社（49.1%）
・１～３割程度の価格転嫁を受け入れた	**14社**（6.8%）	4社（3.6%）
・価格転嫁を受け入れなかった	**0社**	0社
③不合理な価格引き下げの要請　(令和5年度:n=229, 令和4年度:n=160)		
・５割以上の下請けに対して要請した	**0社**	0社
・２割超～５割未満の下請けに対して要請した	**1社**（0.4%）	3社（1.9%）

※昨年度と質問項目等が異なるため、直接的な比較はできない。

宣言企業の取引適正化への取組状況②

- **型取引、支払条件、働き方改革**について、下請中小企業振興法の振興基準に照らし、**問題となりうる行為を指摘された宣言企業**も存在。
- 特に、**働き方改革について、下請企業から期待の高い取組**であるため、積極的な改善をお願いしたい。

取引適正化重点５課題に関する宣言企業の評価（下請企業の回答に基づき評価）

(下請企業調査にて対象回答が5件以上回答が集まった宣言企業のみ)

（２）型取引の適正化 (令和5年度:n=25, 令和4年度:n=47)	令和5年度結果	令和4年度結果
・５割以上の下請に対して無償で型管理を求めた	**4社**（16.0%）	4社（8.5%）
・２割超～５割未満の下請に対して無償で型管理を求めた	**17社**（68.0%）	15社（31.9%）
（３）支払条件の改善 (令和5年度:n=229, 令和4年度:n=160)		
・５割以上の下請に対して手形の支払において割引料を負担させている	**24社**（10.5%）	19社（11.9%）
・２割超～５割未満の下請に対して手形の支払において割引料を負担させている	**36社**（15.7%）	37社（23.1%）
（４）知的財産・ノウハウの保護 (令和5年度:n=72, 令和4年度:n=160)		
・５割以上の下請との間で知財取引が片務的契約となっている/契約がない	**0社**	0社
・２割超～５割未満の下請との間で知財取引が片務的契約となっている/契約がない	**0社**	4社（2.5%）
（５）働き方改革に伴うしわ寄せ防止 (令和5年度:n=229, 令和4年度:n=160)		
・５割以上の下請に対して追加料金なく短納期発注や急な仕様変更をした	**0社**	0社
・２割超～５割未満の下請に対して追加料金なく短納期発注や急な仕様変更をした	**17社**（7.4%）	12社（7.5%）

※昨年度と質問項目等が異なるため、直接的な比較はできない。

調査結果の宣言企業フィードバックについて

- **両調査結果の概要を全宣言企業（約38,000社）に送付**するとともに、今後、調査結果に基づき優良事例を表彰する。
- **個別の調査結果**については、**以下のとおりフィードバック**を行う。

  ①**下請企業調査**の結果：　下請企業５社以上から評価の集まった宣言企業229社へ。

  ②**宣言企業調査**の結果：　宣言内容への抵触が認められた宣言企業494社へ。
- **昨年フィードバックを行った宣言企業**については、**昨年の結果との比較も示し、フィードバック**を行う。

宣言企業全体

約38,000社　→　調査結果の全体概要を送付

※**昨年から対象となっている企業は、昨年と今年の比較も踏まえたフィードバックを行う**。

①下請企業調査で回答が５件以上集まった宣言企業

229社

総合評価・個別項目の評価全体での位置付けをフィードバック

②宣言企業調査で課題があった企業

494社

課題のあった項目についてフィードバック

下請企業調査結果の各企業へのフィードバックのイメージ

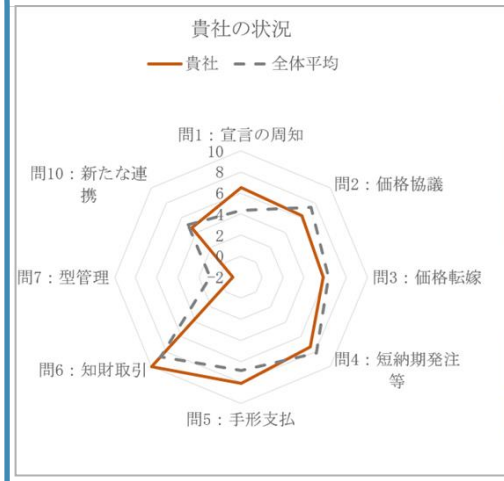

設問		貴社	全体平均	今回順位	今回偏差値	前回偏差値
問1	宣言の周知	6.5	4.3	24/229	61.0	58.9
問2	価格協議	6.2	7.4	166/229	47.4	39.6
問3	価格転嫁	5.8	6.3	130/229	48.9	43.6
問4	短納期発注等	7.3	8.1	162/229	47.5	50.2
問5	手形支払	8.1	6.9	130/229	52.1	59.0
問6	知財取引	10	8.7	1/72	56.2	－
問7	型管理	-1.3	0.9	18/25	43.7	58.9
問10	新たな連携	4.6	5.0	142/229	48.7	44.5
合計		47.3	47.6	206/229		

今後の実効性向上に向けた取組

- 宣言の実効性向上に向けて、調査結果に基づく各企業へのフィードバックに加え、**他社の取組の改善につながるような取組事例をしっかりと横展開**していくことが重要。
- このため、**調査において下請企業からの評価の高い企業から、宣言への取組事例**を更に聴取し、様々な場を通じて、**優良事例の発信を強化**していく。
- さらに、**下請企業からの評価が芳しくない企業に対しても個別にヒアリング**を実施し、優良事例も参考にしつつ**改善策を一緒に検討するとともに、その改善策についても更に横展開**していく。
- また、**現場・担当者レベルで宣言が浸透するよう、下請企業にも一層の周知**を行う。

＜取組事例集（パートナーシップ構築宣言のポータルサイトに掲載・更新中）＞

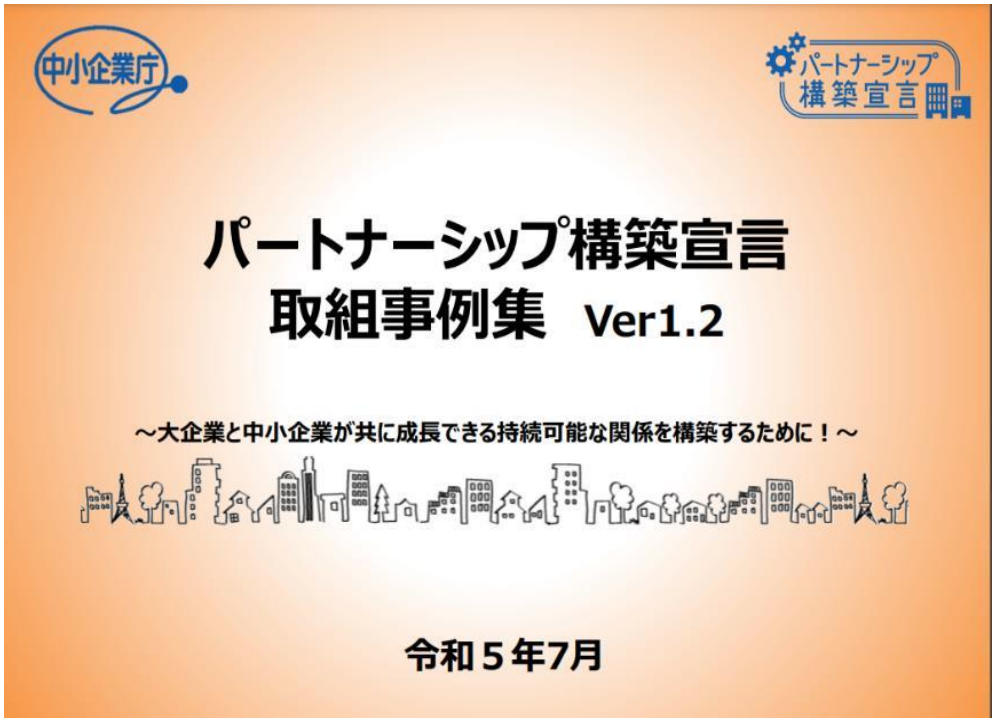

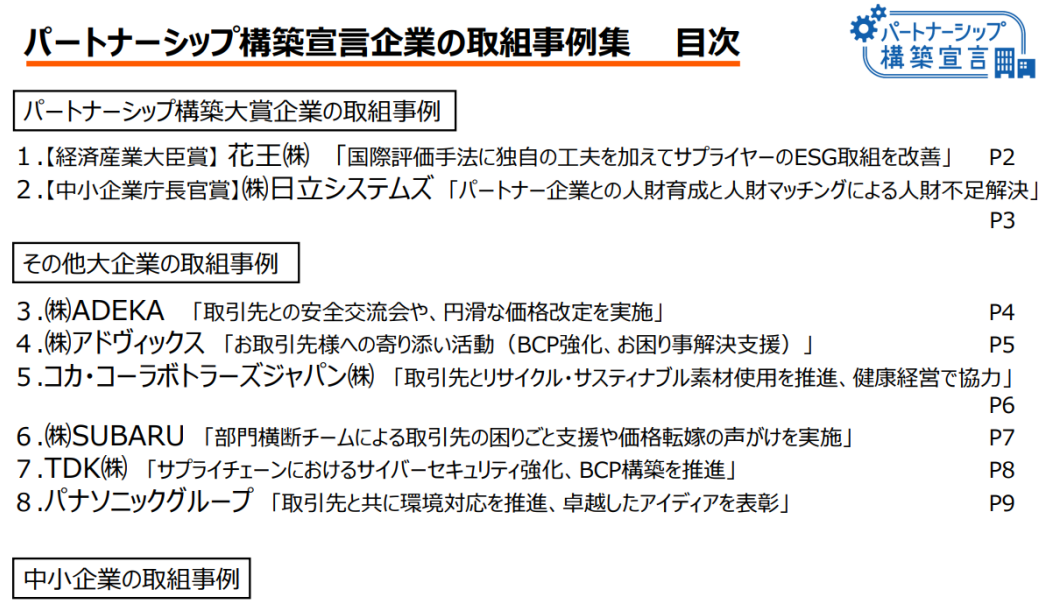

パートナーシップ構築宣言企業の取組事例集　目次

パートナーシップ構築大賞企業の取組事例

1.【経済産業大臣賞】花王㈱　「国際評価手法に独自の工夫を加えてサプライヤーのESG取組を改善」　P2
2.【中小企業庁長官賞】㈱日立システムズ「パートナー企業との人財育成と人財マッチングによる人財不足解決」　P3

その他大企業の取組事例

3.㈱ADEKA　「取引先との安全交流会や、円滑な価格改定を実施」　P4
4.㈱アドヴィックス　「お取引先様への寄り添い活動（BCP強化、お困り事解決支援）」　P5
5.コカ・コーラボトラーズジャパン㈱　「取引先とリサイクル・サスティナブル素材使用を推進、健康経営で協力」　P6
6.㈱SUBARU　「部門横断チームによる取引先の困りごと支援や価格転嫁の声がけを実施」　P7
7.TDK㈱　「サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ強化、BCP構築を推進」　P8
8.パナソニックグループ　「取引先と共に環境対応を推進、卓越したアイディアを表彰」　P9

中小企業の取組事例

9.㈱シコー　「協力会社との技術連携、密なコミュニケーションと当社の意識変化」　P10
10.㈱日さく　「宣言の理念に沿った社内教育や取引先への半期毎の聞き取り調査」　P11
11.㈱新栄工業　「ITコミュニケーションツール利用で価格高騰対策を迅速化」　P12

パートナーシップ構築シンポジウムと表彰

- 昨年、パートナーシップ構築**宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上**と、**サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成**を目的としたシンポジウムを初めて開催。
- **経済産業大臣賞を新たに創設**し、グリーン化や人材マッチングなど、**新たな連携に取り組む優良事例の表彰・紹介**なども行った。**今年度も開催・表彰予定**。

経済産業大臣賞（2022年）：花王㈱

- 花王グループは、2019年4月にESG戦略「Kirei Lifestyle Plan」を策定し、ESG調達を推進。
- 主要なサプライヤーについて、国際的な評価枠組みである、CDPサプライチェーンプログラムやSedexへの回答を促し、アセスメント結果を花王独自の視点からフィードバックすることで、ESG活動への支援を実施。
- また、サプライヤーとの情報共有・意見交換、表彰の場として「ベンダーサミット」を毎年開催。

中小企業庁長官賞（2022年）：㈱日立システムズ

- IT業界においては、優れた技術力をもったデジタル人財の確保が課題となっており、パートナー企業と連携して解決に取り組んでいる。
- パートナー企業の人財のスキルマップ情報と、同社のプロジェクト情報を組み合わせて、マッチングする「人財マッチング」の取組を推進。
- マッチングにつながるニーズの高いスキル情報をパートナー企業に共有するとともに、パートナー企業の社員向けにも教育機会を提供。

経済三団体連名のパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請

- 2023年1月13日に、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会は連名で、要請『「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて』を取りまとめ、会員事業者等に周知した。

■ 要請の要旨

1．「パートナーシップ構築宣言」の積極的な宣言・実行・見直し・普及

・**積極的な宣言・公表**と、社内**体制を明確にした確実な実行**。下請中小企業振興法の振興基準等を踏まえた見直し。

・**直接の取引先を通じてその先の取引先へ働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）**ことにより、実効性確保と社会全体への浸透。

2．公正・適正な取引の徹底

・宣言の趣旨および自社の**宣言内容の自社調達部門等の取引現場への浸透、取引先への明示**。

・受注側企業における**コスト上昇分**について、**積極的な価格協議**と、**取引対価への円滑な反映**。

・**約束手形の利用をできる限り廃止**、**現金により支払う**よう努める。

・**下請取引**においては、**60日以内の支払いを徹底**。

3．サプライチェーン全体の成長に向けた取組み

・**業界内において依るべき優良な取引慣行について体系的な改善サイクルを確立**。　等

要請の全文(日商HP)：https://www.jcci.or.jp/20230113_written-request.pdf

（ご参考）
宣言の作成・登録方法

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１．　サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）
a.企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
b.IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援　等）
c.専門人材マッチング
d.グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
e.健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施　等）

２．「振興基準」の遵守
親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法
不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担
契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
１つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない場合は②不要

宣言文の作成（ひな形②）

③手形などの支払条件
下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ
知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ
取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３．その他（任意記載）
（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で"50/50（ﾌｨﾌﾃｨ・ﾌｨﾌﾃｨ）"とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等
（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）
・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は定型（引用）内容はひな形を元に作成

任意

代表者名で署名

詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧下さい。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の**登録はポータルサイト上**で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

①ページ上部のメニューから「登録」をクリック

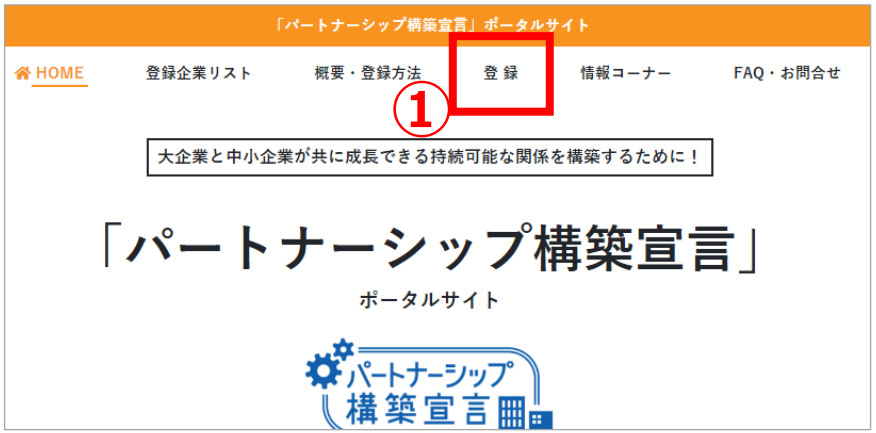

②ひな形をダウンロードし、宣言文を作成
（宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。）

③企業名や業種等、必須項目に入力

④作成した宣言文をPDF化し、アップロード
⑤入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了